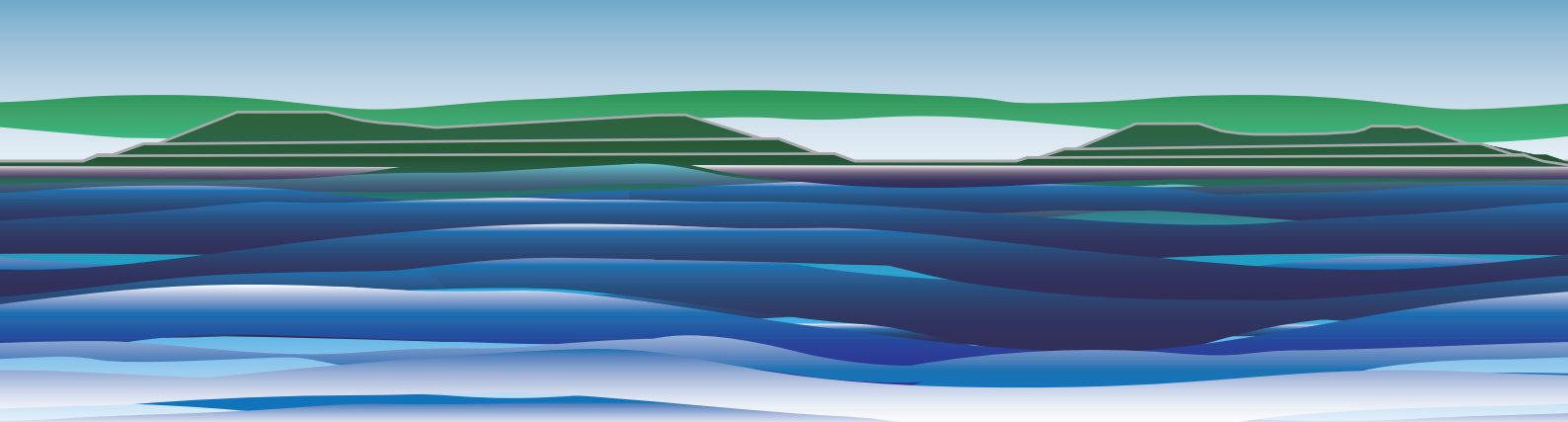




史跡百舌鳥古墳群整備基本計画 (第 2 期)

令和 7 年 3 月



史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）

例 言

- 1 本書は、大阪府堺市に所在する史跡百舌鳥古墳群の整備基本計画書（第2期）である。
- 2 本計画書は、「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会規則」に基づき設置された堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会による協議、検討を経てまとめられた内容をもとに作成した。
- 3 本計画に伴う調査及び計画の策定は、堺市文化観光局歴史遺産活用部世界遺産課が担当した。また、本計画策定に関する業務の一部を株式会社イビソク関西支店に委託した。
- 4 本計画の策定にあたり、以下の諸機関にご指導とご協力をいただいた。記して厚く御礼申し上げます。
文化庁文化資源活用課、宮内庁書陵部陵墓課、大阪府教育庁文化財保護課、
羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部文化財・世界遺産室、
藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課
- 5 本書で使用する挿図は、地形や工作物などの現況の概要を示すものであり、土地境界、建築位置を厳密に示すものではない。
- 6 本書で使用する航空写真、整備イメージ図俯瞰写真は、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会委員 中村彰宏氏より提供を受けた。記して厚く御礼申し上げます。

史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的・・・・・・・・・・ 1	第5章 整備基本計画・・・・・・・・・・・・・・ 37
（1）計画策定の経緯	（1）遺構保存及び地形造成に関する計画
（2）計画の目的	（2）遺構の表現に関する計画
（3）委員会の設置と策定経過	（3）植生・植栽に関する計画
（4）関連計画との関係	（4）公開・活用及びそのための施設に関する計画
第2章 計画地の現状・・・・・・・・・・・・・・ 10	（5）動線計画
（1）自然的環境	（6）案内・解説施設に関する計画
（2）歴史的環境	（7）周辺地域の環境保全に関する計画
（3）社会的環境	（8）管理・運営に関する計画
（4）関連法規制	（9）関連文化遺産等との有機的な整備活用に関する計画
第3章 史跡等の概要及び現状と課題・・ 21	（10）公開・活用に関する計画
（1）史跡等指定の状況	（11）事業計画
（2）史跡等の概要	第6章 各古墳の整備計画・・・・・・・・・・ 59
（3）公開・活用の現状と課題	（1）各古墳の整備計画
（4）第1期計画策定後の整備実施状況と課題	（2）第2期事業計画の古墳
（5）広域関連整備の現状と課題	
第4章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・ 34	
（1）基本理念と基本方針	
（2）全体計画と地区区分計画	

第1章 計画策定の経緯と目的

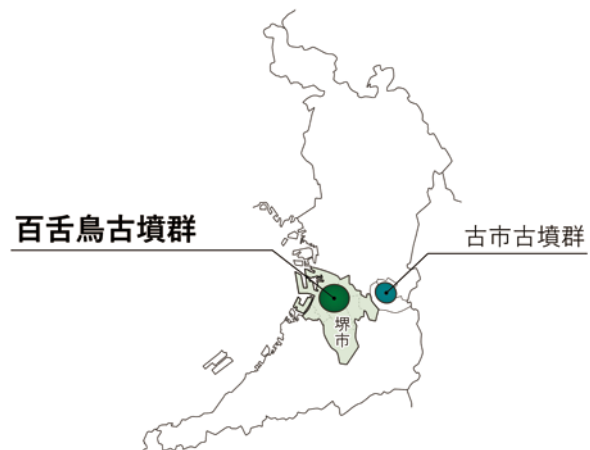
(1) 計画策定の経緯

百舌鳥古墳群（以下「本古墳群」）は堺市（以下「本市」）の中央部に位置し、4世紀後半から6世紀前半にかけて築造されたわが国を代表する古墳群の一つである。巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめ様々な形や規模の100基以上の古墳で構成され、古墳時代の政治的・社会的構造を如実に示すものとして、当時の社会を考える上で重要である。これらのうち44基の古墳が今も現存し、約1600年にわたり守り伝えられてきたことに大きな価値がある。

その間には仁徳天皇陵古墳のように陵墓として守られた古墳もあったが、戦後の復興期には開発により古墳が相次いで消滅した。昭和30（1955）年頃、いたすけ古墳は土砂の採取と住宅建設という開発の危機に直面したが、市民を中心とした保存運動を起点として、昭和31（1956）年に史跡指定され保存された。その後も文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法仮指定からの切り替えも含め、市街地にある古墳の史跡指定が進んだ。さらに、大型の前方後円墳だけでなく中小の古墳も含め古墳群全体として一体的な保護を図るべく、平成26（2014）年に既指定7基の古墳に新たに10基の古墳を加え、「百舌鳥古墳群」として史跡に指定された。その後も古墳保護を進め、平成30（2018）年には御廟山古墳内濠、平成31（2019）年にはニサンザイ古墳内濠が追加指定された。

本市は史跡百舌鳥古墳群（以下「本史跡」）を適切に保存管理し、整備を進めるための方針として、平成27（2015）年に「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」、平成30（2018）年に「国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）」（以下「第1期計画」）を策定した。

令和元（2019）年、本古墳群は羽曳野市・藤井寺市に所在する古市古墳群と「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」として世界遺産に登録された。登録時には世界遺産委員会から「計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること」等が追加的勧告された。こうした経緯を踏まえ、令和5（2023）年3月に「史跡百舌鳥古墳群保存活用計画」（以下「保存活用計画」）を策定した。この保存活用計画で示した方針に基づき、本史跡の整備を推進するため、短期事業を終えた第1期計画を踏まえ、「史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）」（以下「本計画」）を策定する。



百舌鳥古墳群の位置

(2) 計画の目的

①計画策定の目的

本古墳群は様々な形や規模の古墳で構成され、立地も公園や市街地など様々で、分布にも粗密がある。古墳の残存状態も墳丘から濠まで築造当初にほぼ近い状態のものから、墳丘の一部しか残されていないものまで、古墳ごとに大きく異なる。史跡指定地の公有化や調査の進捗状況も同様である。このように多様な状況下にある本古墳群について、保存活用計画の整備の基本方針や世界遺産登録時の追加的勧告等を踏まえ、本史跡の本質的価値を後世に継承し、さらに顕在化させる整備の方針や方法を明示することを目的とする。

②計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とし、本史跡内の緊急的な保存整備や環境整備を実施する。令和 17（2035）年度以降の事業計画については、整備の進捗状況や社会情勢等の変化を考慮し、保存活用計画に基づき事業計画期間の後期（令和 12（2030）～ 16（2034）年度）に検討する。

③計画対象範囲

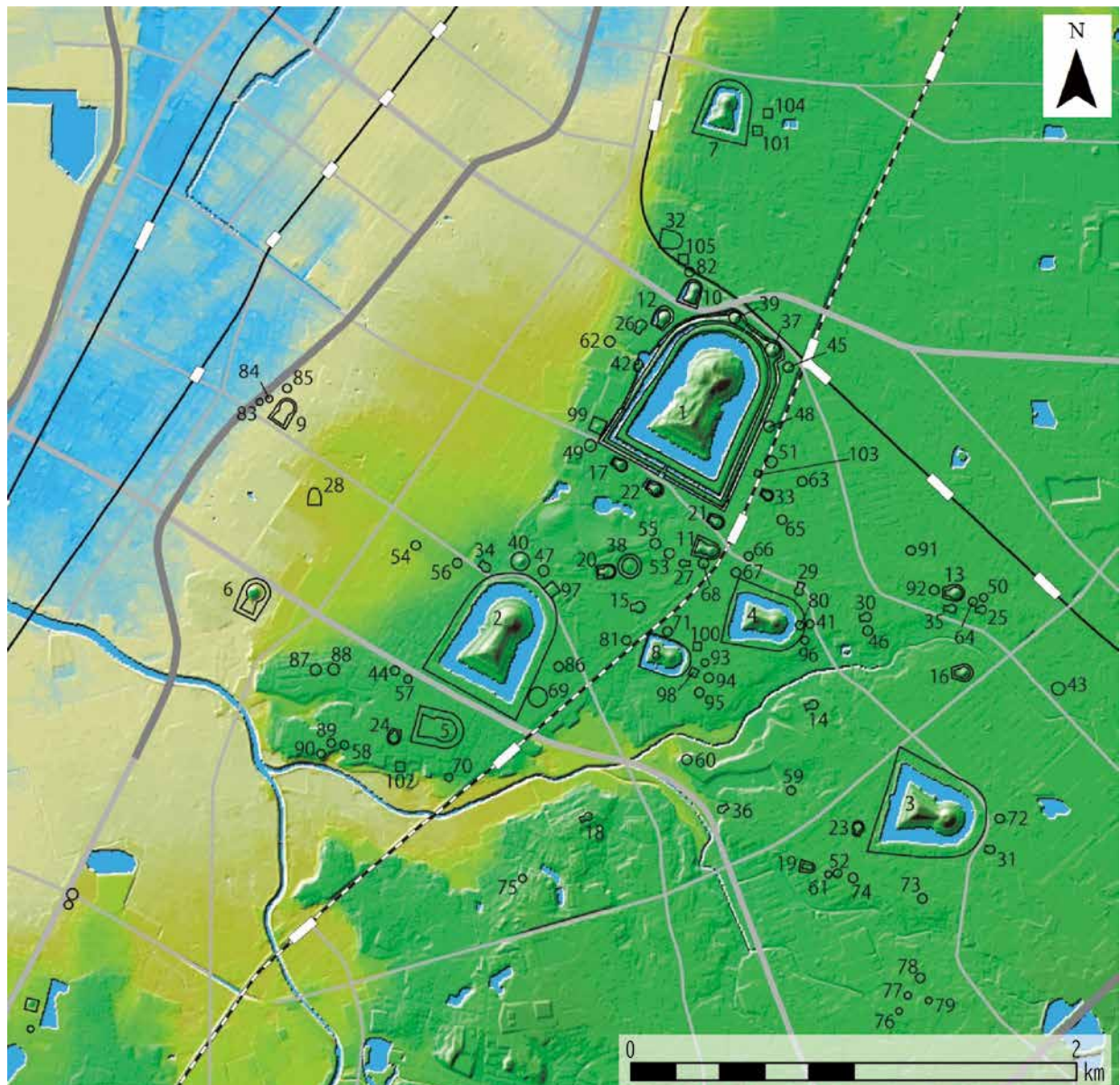
本古墳群は墳丘が現存する 44 基の古墳のうち 19 基が国指定史跡に指定されている。残り 25 基には仁徳天皇陵古墳など宮内庁が管理する陵墓と 5 基の未指定古墳が含まれる。また、現存 44 基には世界遺産の構成資産が 23 基含まれる。

本計画の対象範囲は、原則として 19 基の史跡指定地及び周辺地域とする。ただし、定の山古墳、かぶと塚古墳、万代山古墳、鎮守山塚古墳、東上野芝町 1 号墳の 5 基の未指定古墳は古墳群としての一体性と将来の追加指定候補であることを考慮し、陵墓と合わせて動線計画など本古墳群全体に関わる事項において計画の対象範囲に含める。またすでに墳丘が消滅した古墳についても本古墳群を理解する上で重要であるため、その関連性を配慮した検討を行う。

百舌鳥古墳群の指定区分

		古墳名	計	国	市	陵	未
未指定	5 基	定の山古墳、かぶと塚古墳、万代山古墳、鎮守山塚古墳、東上野芝町 1 号墳	5				○
国史跡	19 基	乳岡古墳、いたすけ古墳、長塚古墳、御廟表塚古墳、銭塚古墳、文珠塚古墳、旗塚古墳、収塚古墳、グワショウ坊古墳、七観音古墳、塚廻古墳、鏡塚古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、寺山南山古墳、善右工門山古墳	16	○			
		丸保山古墳、御廟山古墳、ニサンザイ古墳	3	○		○	
陵墓	23 基	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）、反正天皇陵古墳（田出井山古墳）、菰山塚古墳、桧塚古墳、大安寺山古墳、茶山古墳、樋の谷古墳、源右衛門山古墳、孤山古墳、西酒吞古墳、東酒吞古墳、経堂古墳、坊主山古墳、銅亀山古墳、鈴山古墳、天王古墳	17			○	
市史跡	3 基	永山古墳、竜佐山古墳、孫太夫山古墳	3		○	○	
合計			44				

（＊ 1）国：国史跡、市：市史跡、陵：陵墓、未：未指定 （＊ 2）下線のある古墳は世界遺産構成資産（計 23 基）
（＊ 3）御廟山古墳とニサンザイ古墳は濠のみ史跡 （＊ 4）丸保山古墳は後円部のみ陵墓と史跡が重複



百舌鳥古墳群分布図

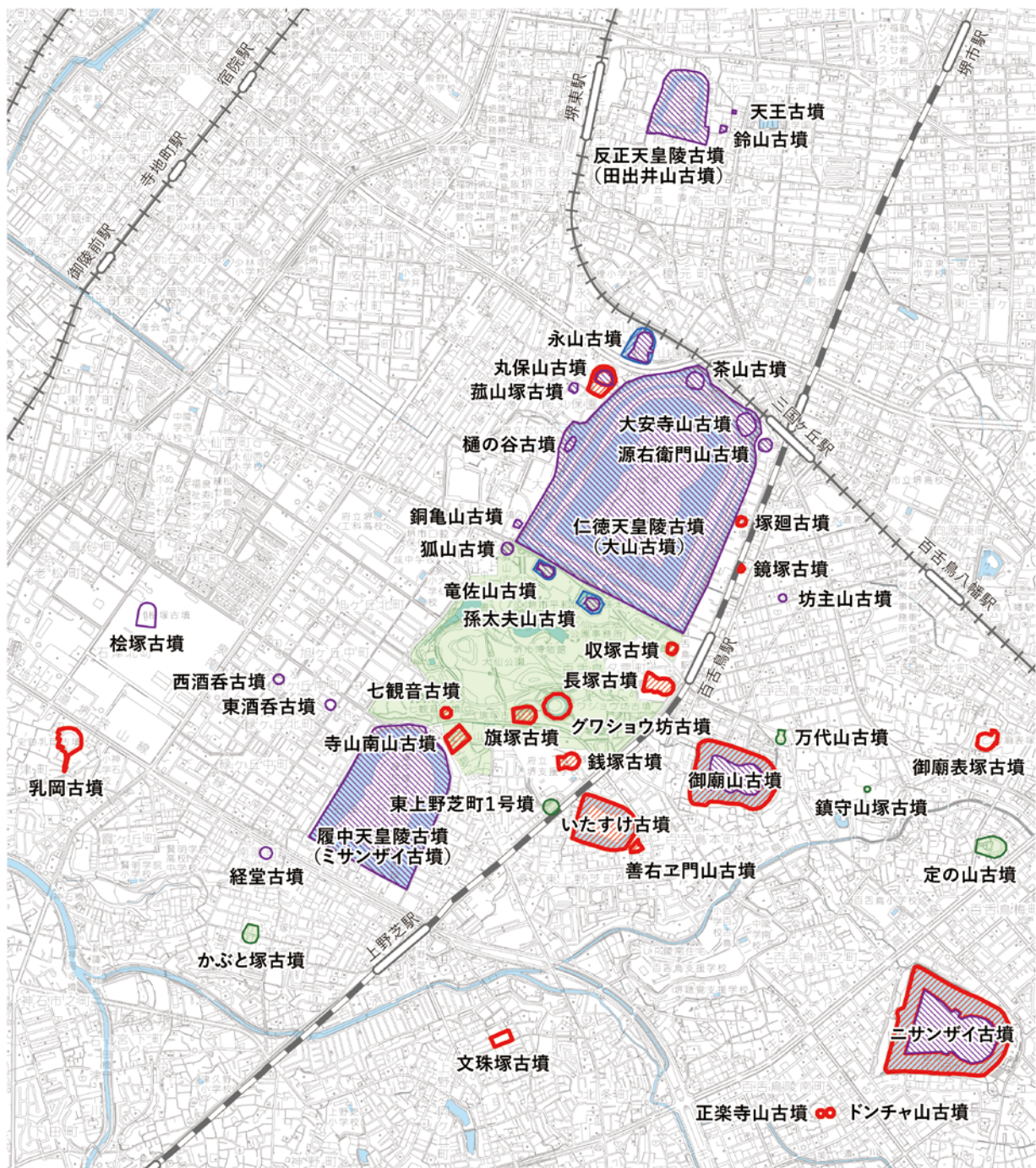
百舌鳥古墳群一覧表

	No. (* 1)	No. (* 2)	名称	墳丘長 (m)	陵墓・史跡等	資産 (* 3)	墳丘	備考
前方 後 円 墳	1		仁徳天皇陵古墳 (大山古墳)	486	陵墓	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵
	2		履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳)	365	陵墓	○		履中天皇 百舌鳥耳原南陵
	3	①⑨	ニサンザイ古墳	300.3	陵墓・国史跡	○		東百舌鳥陵墓参考地
	4	①⑧	御廟山古墳	203	陵墓・国史跡	○		百舌鳥陵墓参考地
	5		大塚山古墳	168			消失	
	6	⑦	乳岡古墳	155	国史跡			
	7		反正天皇陵古墳 (田出井山古墳)	148	陵墓	○		反正天皇 百舌鳥耳原北陵
	8	①	いたすけ古墳	146	国史跡	○		
	9		長山古墳	110			消失	
	10		永山古墳	100	陵墓・市史跡	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 飛地と号
	11	②	長塚古墳	106.4	国史跡	○		

	No. (※1)	No. (※2)	名称	墳丘長(m)	陵墓・史跡等	資産 (※3)	墳丘	備考
前方後円墳	12	⑥	丸保山古墳	87	陵墓・国史跡	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 飛地ハ号、帆立貝形古墳
	13	⑧	御廟表塚古墳	84.8	国史跡			帆立貝形古墳
	14		城ノ山古墳	77			消失	
	15	⑬	銭塚古墳	72	国史跡	○		帆立貝形古墳
	16		定の山古墳	69	未指定			城の山公園、帆立貝形古墳
	17		竜佐山古墳	61	陵墓・市史跡	○		大仙公園、仁徳天皇 百舌 鳥耳原中陵飛地ろ号、帆立 貝形古墳
	18	⑤	文珠塚古墳	59.1	国史跡			
	19		平井塚古墳	58			消失	帆立貝形古墳
	20	⑮	旗塚古墳	57.9	国史跡	○		大仙公園、帆立貝形古墳
	21	③	収塚古墳	59	国史跡	○		大仙公園、古墳広場
	22		孫太夫山古墳	65	陵墓・市史跡	○		大仙公園、仁徳天皇 百舌 鳥耳原中陵飛地い号、帆立 貝形古墳
	23		こうじ山古墳	50.5			消失	帆立貝形古墳
	24		かぶと塚古墳	50	未指定			帆立貝形古墳
	25		渡矢古墳	45			消失	
	26		菰山塚古墳	33	陵墓	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 飛地ほ号
	27		茂右衛門山古墳	30			消失	大仙公園
	28		桧塚古墳	24.9	陵墓			履中天皇 百舌鳥耳原南陵 飛地に号
	29		万代山古墳	-	未指定			
	30		万代寺山古墳	-			消失	
	31		経塚古墳	-			消失	
	32		榎古墳	-			消失	
	33		鼈塚古墳 (無名塚3号墳)	-			消失	
	34		無名塚7号墳	-			消失	
	35		無名塚18号墳	-			消失	
	36		ナゲ塚古墳 (無名塚23号墳)	-			消失	
円墳	37		大安寺山古墳	62	陵墓	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 域内陪冢
	38	⑭	グワショウ坊古墳	61	国史跡			大仙公園
	39		茶山古墳	56	陵墓	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 域内陪冢
	40		七観山古墳 (七観古墳)	56			消失	大仙公園(展望台)
	41		カトンボ山古墳	50			消失	
	42		樋の谷古墳	47	陵墓			仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 域内陪冢
	43		尼塚古墳	46			消失	
	44		旅塚古墳	35			消失	
	45		源右衛門山古墳	34	陵墓	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 飛地ち号
	46		鎮守山塚古墳	34	未指定			
	47	⑰	七観音古墳	32.5	国史跡	○		大仙公園
	48	④	塚廻古墳	35	国史跡	○		
	49		狐山古墳	30	陵墓			仁徳天皇 百舌鳥耳原南陵 飛地は号
	50		木下山古墳	30			消失	
	51	⑪	鏡塚古墳	26	国史跡			
	52	⑨	ドンチャ山古墳	26	国史跡			陵南中央公園
	53		原山古墳	25			消失	大仙公園(墳丘復元)
	54		西酒呑古墳	25	陵墓			履中天皇 百舌鳥耳原南陵 飛地は号
	55		鳶塚古墳	21			消失	大仙公園(墳丘復元)

	No. (※1)	No. (※2)	名称	墳丘長(m)	陵墓・史跡等	資産 (※3)	墳丘	備考
円墳	56		東酒呑古墳	21	陵墓			履中天皇 百舌鳥耳原南陵 飛地ろ号
	57		経堂古墳	20	陵墓			履中天皇 百舌鳥耳原南陵 飛地い号
	58		上野芝町2号墳	20			消失	
	59		湯の山古墳	20			消失	
	60		赤山古墳	20			消失	
	61	⑩	正楽寺山古墳	16	国史跡			陵南中央公園
	62		一本松古墳	13			消失	
	63		坊主山古墳	10	陵墓			仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 飛地り号
	64		賀仁山古墳	-			消失	
	65		銭塚古墳	-			消失	
	66		八幡塚古墳	-			消失	
	67		一本松塚古墳	-			消失	
	68		狐塚古墳	-			消失	
	69		狐塚古墳	-			消失	
	70		亀塚古墳	-			消失	
	71		播磨塚古墳	-			消失	
	72		聖の塚古墳	-			消失	
	73		ツクチ山古墳	-			消失	
	74		文山古墳	-			消失	
	75		黄金山塚古墳	-			消失	
	76		七郎姫古墳	-			消失	
	77		ハナシ山古墳	-			消失	
	78		土山古墳	-			消失	
	79		ギンベ山古墳	-			消失	
	80		百舌鳥赤畑町1号墳	-			消失	
	81		東上野芝町1号墳	-	未指定			
	82		無名塚2号墳	-			消失	
	83		無名塚4号墳	-			消失	
	84		無名塚5号墳	-			消失	
	85		無名塚6号墳	-			消失	
	86		石塚 (無名塚10号墳)	-			消失	
	87		無名塚12号墳	-			消失	
	88		狐塚古墳 (無名塚13号墳)	-			消失	
	89		無名塚14号墳	-			消失	
	90		無名塚15号墳	-			消失	
	91		無名塚16号墳	-			消失	
	92		無名塚17号墳	-			消失	
	93		無名塚19号墳	-			消失	
	94		無名塚20号墳	-			消失	
	95		無名塚21号墳	-			消失	
	96		無名塚22号墳	-			消失	
方墳	97	⑬	寺山南山古墳	44.7	国史跡	○		大仙公園
	98	⑫	善右工門山古墳	28	国史跡	○		
	99		銅亀山古墳	26	陵墓	○		仁徳天皇 百舌鳥耳原中陵 飛地に号
	100		吾呂茂塚古墳	25			消失	
	101		鈴山古墳	22	陵墓			反正天皇 百舌鳥耳原北陵 飛地い号
	102		上野芝町1号墳	20			消失	
	103		百舌鳥夕雲町1号墳 (旧称夕雲1丁南古墳)	17			消失	
	104		天王古墳	11	陵墓			反正天皇 百舌鳥耳原北陵 飛地ろ号
	105		無名塚1号墳	-			消失	

(※1) 3ページ分布図に対応 (※2) 指定名称に基づき便宜上付した番号 (※3) 世界遺産構成資産 (※4) 黄色塗りつぶしは国史跡



凡例

- 国史跡指定古墳
- 国史跡指定古墳(世界遺産構成資産)
- 市史跡指定古墳(世界遺産構成資産)
- 陵墓
- 陵墓(世界遺産構成資産)
- 国史跡未指定古墳(陵墓以外)
- 大仙公園



0 500 1,000 m

百舌鳥古墳群分布図（現存古墳）

(3) 委員会の設置と策定経過

①堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の設置

本計画の策定にあたっては、「堺市附属機関の設置等に関する条例」により設置した「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」で検討を重ねた。また、文化庁と大阪府教育庁から指導助言を得た。

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 設置経緯

平成 25（2013）年 9 月 13 日付	「堺市附属機関の設置等に関する条例」（条例第 4 号） 一部改正「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」の設置
平成 25（2013）年 9 月 18 日付	「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」 （教育委員会規則第 31 号）制定、10 月 1 日施行
平成 30（2018）年 4 月 1 日付	「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」を廃止し、 「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」を設置する

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 委員及び関係者

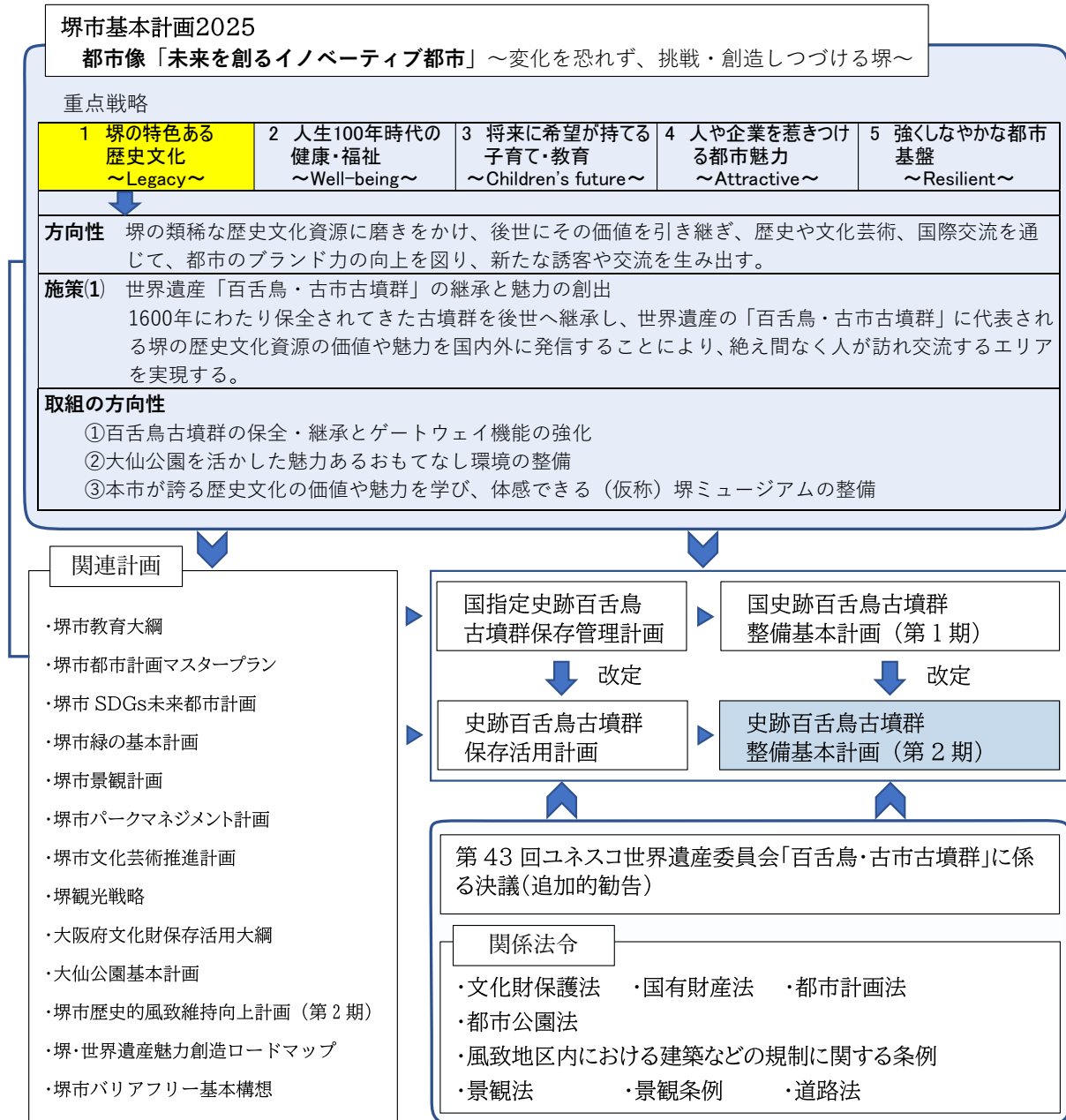
	役職	氏名	所属（専門）
○委員 任期 （令和 4（2022）年 12 月 1 日 ～令和 6（2024）年 11 月 30 日）	委員長	一瀬和夫	京都橘大学名誉教授（考古学）
	副委員長	禰宜田佳男	大阪府立弥生文化博物館館長（考古学）
	委員	瀬渡章子	奈良女子大学名誉教授（生活環境学）
	委員	中村彰宏	大阪公立大学大学院准教授（緑地環境、造園学）
	委員	宮路淳子	奈良女子大学研究院教授（環境考古学）
○委員 任期 （令和 6（2024）年 12 月 1 日 ～令和 8（2026）年 11 月 30 日）	委員長	禰宜田佳男	大阪府立弥生文化博物館館長（考古学）
	副委員長	宮路淳子	奈良女子大学研究院教授（環境考古学）
	委員	井上主税	関西大学文学部教授（考古学）
	委員	瀬渡章子	奈良女子大学名誉教授（生活環境学）
	委員	中村彰宏	大阪公立大学大学院准教授（緑地環境、造園学）
○助言者	文化庁文化資源活用課 大阪府教育庁文化財保護課		
○協力者	堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課 堺市文化観光局歴史遺産活用部博物館学芸課 羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部文化財・世界遺産室 藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課		
○事務局 （計画策定担当課）	堺市文化観光局歴史遺産活用部文化財課（世界遺産課）		

②計画策定の経過

開催日	名称	主な審議事項
令和5(2023)年 9月29日	令和5年度 第1回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	整備基本計画(第2期)策定スケジュール提示、 整備基本計画案審議(第1章～第4章)
令和5(2023)年 12月22日	令和5年度 第2回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	現地視察(収塚古墳・寺山南山古墳)、 整備基本計画案審議(第4章・第6章)
令和6(2024)年 3月7日	令和5年度 第3回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	整備基本計画案審議(第5章)
令和6(2024)年 6月28日	令和6年度 第1回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	整備基本計画案審議(第5章・第6章)
令和6(2024)年 9月9日	令和6年度 第2回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	整備基本計画案審議(第6章パース図)
令和6(2024)年 10月23日	令和6年度 第3回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	整備基本計画案審議(総括)
令和7(2025)年1 月7日～2月6日		パブリックコメント実施
令和7(2025)年 2月18日	令和6年度 第4回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	パブリックコメント結果報告

(4) 関連計画との関係

本市に所在する文化財の保護、管理及び公開・活用に係る事業は、「堺市基本計画2025」において、基本理念として都市像「未来を創るイノベティブ都市」を実現するための5つの重点戦略の中で、「1 堺の特色ある歴史文化」を挙げ、その方向性を示している。本古墳群には、様々な関連する上位計画及び分野別・関連計画及び関係法令があり、以下にその体系を整理する。



関連計画と位置付け

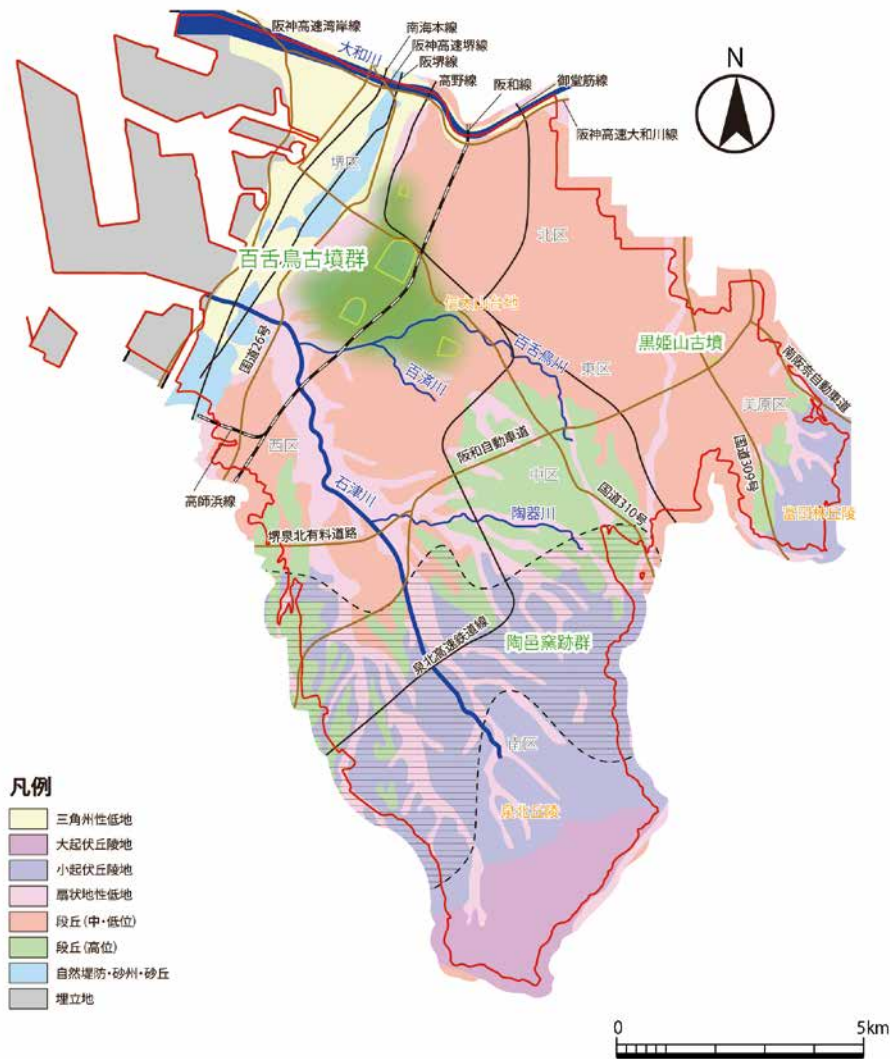
第2章 計画地の現状

(1) 自然的環境

①位置と地形

本市は大阪府の中央南西部に位置し、地勢は、北、西部及び臨海造成地から「平坦地」、「台地」、「丘陵地」に大きく区分されている。西は大阪湾に面し、北は近世に開削された大和川が大阪市との境界を流れて大阪湾に注ぎ、東は富田林丘陵に、南は泉北丘陵に囲まれている。標高は泉北丘陵の268.9mが最も高く、丘陵の前面には信太山台地と呼ばれる低・中位段丘が扇状に広がり、さらに大阪湾に面して海岸低地や砂堆が形成されている。

本古墳群は信太山台地の西端にあたる標高6～26mの範囲に築造され、本古墳群の周辺には築造に関連する集落跡や生産遺跡等の遺跡が数多く存在する。反正天皇陵古墳(田出井山古墳)、仁徳天皇陵古墳(大山古墳)、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)は、信太山台地の西端を沿うように南北に並んでいる。また古墳が集中する大仙公園では、微高地上に古墳が並び、古墳が連なる景観を形成している。



地形分類図

②気候・気象

本市は瀬戸内海式気候に属し、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に区分される。平年気温は16℃～17℃で、降水量は年間1,000～1,500mm程度で全国平均より少なく、年間を通して温暖で晴れの日が多い。また、年間平均風速は2～3m/s程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高い。

近年、温暖化等により猛暑日の増加や短時間かつ局地的な集中豪雨が増加している。本市においても平成12（2000）年以降、猛暑日の年間日数や日最大1時間降水量が増加している。平成30（2018）年7月豪雨時は日降水量が7月として1位を更新する154.5mmもの雨が降り、御廟表塚古墳の濠水が溢水し隣家に被害を出した。

また台風も大型化しており、本市接近時の観測では平成29（2017）年の台風21号で最大瞬間風速25.7m、平成30（2018）年の台風21号で最大瞬間風速43.6m/sを記録し、多くの被害が発生した。樹木が密集する古墳では、強風によって墳丘樹木が倒木や傾木、幹・枝折れした。長塚古墳では、墳丘上の樹木が倒れ、墳丘に亀裂が入るなどの被害が生じた。



長塚古墳 台風21号によるき損状況
(平成29（2017）年10月23日)



復旧後

平成30（2018）年台風21号 被害状況

名称	被害状況	名称	被害状況
いたすけ古墳	堤倒木、墳丘倒木、（フェンス変形）	文珠塚古墳	倒木
長塚古墳	隣接地に倒木、（壁・カーポート屋根破損・フェンス変形）	丸保山古墳	墳丘倒木
収塚古墳	倒木	乳岡古墳	墳丘倒木
塚廻古墳	倒木	御廟表塚古墳	倒木
		寺山南山古墳	倒木

③水系

石津川水系は泉北丘陵を源とし、和田川や百済川等の河川が石津川に合流して大阪湾に注ぐ。石津川水系の流域では、古墳時代前期に石津川下流域に下田遺跡等の集落遺跡が新たに出現し、古墳時代中期以降は百済川と百舌鳥川右岸を中心に本古墳群が展開した。本古墳群築造開始直後には石津川中・上流域の泉北丘陵において須恵器生産が始まり陶器窯群が形成されるなど、水系が交通路として重要な役割を果たしていたことが伺える。

降水量が少ない本市には多数のため池が築かれ、灌漑用に利用されてきた。本古墳群が築か

れた台地では、中世に耕作地の開発が始まり、近世に至り「夕雲開」等の新田が開発されるなど、古墳の周辺に田畑の広がる景観が形成された。その過程では灌漑用水の需要が高まり、狭山池の水が仁徳天皇陵古墳の濠まで引かれるなど、古墳の濠は灌漑用ため池として利用された。近年は市街化に伴い、古墳の濠の大半が灌漑池としての役割を終えつつある。

現在は、市内には 500 箇所余りのため池があり、約 830ha の水田の灌漑用水源としての役割を果たしている。地域によっては、豪雨の際の水量調整池や防火用貯留池としての利用、あるいは防災空間や都市の貴重な自然空間として市民に憩いを提供するなど新たな役割を担っている。しかし、用水路の遮断や下水・雨水管の整備により、濠への水の出入りが減少し、水の循環が乏しくなっている。気候変動等によって自然災害のリスクが高まってきている中、将来予測される被害を回避・軽減するため、被害を想定した高潮・内水・ため池ハザードマップを作成し近年の豪雨や地震等の災害に備えている。ニサンザイ古墳の濠では、ため池ハザードマップ（仁山田池）を作成し、広く公開している。

④動植物

本市は市域の約 44%が緑地であり、内訳は、樹林地や植栽地等の「樹林・樹木」が約 15%、芝生地や田畑等の「草地・農地」が約 14%、また、グラウンドや造成地、ため池や河川等の「裸地・水面」が約 15%である。分布は、南区の丘陵地には二次林等の樹林地、市の中央以南には農地、堺区の北西の臨海部には広大な埋立地（裸地）がある。本古墳群が分布する堺区や西区、北区は市街地で緑地が少ないが、大規模な公園緑地と古墳が市街地の緑として貴重である。

本古墳群及びその周辺は古くから農地化が進み、近年は宅地化が進んでいる。かつて古墳の樹木は薪炭、草は飼料や肥料として利用され、古墳は地域の里山として持続的に利用・管理されてきた。その後明治時代には陵墓の立入りが禁止され、戦後には生活様式が変化し、里山としての利用・管理がされなくなった。その結果、植生遷移が進み、多くの古墳ではアラカシ、ナナミノキ、クロガネモチ、ヤブツバキ等の常緑広葉樹を主体とする植生が鬱蒼と茂っている。

多くの古墳は人々の立入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥等の格好の生息地として、カルガモ、コサギ、モズ等の留鳥、ツバメ、コアジサシ等の夏鳥、カモ、ツグミ、アオジ等の冬鳥が観察されている。また、史跡指定地内の濠にはフナ、モツゴなどの魚類が生息している。一方で、墳丘や濠ではアライグマやブルーギル等の外来生物が確認されている。さらに近年は、古墳の濠に特定外来生物のオオバナミズキンバイが繁茂するなど従来の環境が変化し、生物相に影響を及ぼしている。

(2) 歴史的環境

①百舌鳥古墳群周辺の歴史

●百舌鳥古墳群築造時（古墳時代）

本古墳群は仁徳天皇陵古墳をはじめ様々な形や規模の古墳がまとまって築かれ、わが国を代表する古墳群の一つである。本古墳群が築かれた地域は、『日本書紀』に「百舌鳥野」や「百舌鳥耳原」と記されることから、「百舌鳥」の名称が地名として継承されている。この地域は大阪湾を望む台地上にあり、巨大古墳がこの地に築かれた理由として海上からの眺望が挙げられる。

本古墳群の造営は、4世紀後半（古墳時代中期初頭）に始まり、6世紀前半頃（古墳時代後期後半）まで続き、その間に100基を超える古墳が築かれた。この5世紀を中心とする時代は、しばしば「巨大古墳の世紀」とも呼ばれ、前方後円墳が最も巨大化する時期である。本古墳群にはわが国最大の古墳である仁徳天皇陵古墳をはじめ、墳丘長150m以上の大型前方後円墳が8基ある。これら大型前方後円墳の周囲には、規模の小さな前方後円墳や円墳、方墳が築かれている。規模や墳形の多様さは、古墳の被葬者の階層や身分を示すと考えられ、当時の政治的・社会的構造を如実に示す貴重な古墳群である。

古墳時代の堺は、古墳時代の大王墓の造営に非常に重要な地域であり、古墳の築造にあたっては、当時の最高水準の土木技術が用いられ、作業には多くの人々が動員された。本古墳群の周囲には、古墳築造に関わった人々の居住地、副葬品や埴輪、工具等の生産拠点であったとされる浅香山遺跡、大仙中町遺跡、東上野芝遺跡、百舌鳥陵南遺跡、土師遺跡等の集落跡が確認されている。また、埴輪等の生産に関わった専門集団である土師氏の存在が指摘されており、本古墳群内には現在も土師（現在の中区土師町）の地名が残る。

●百舌鳥古墳群と地域との関わり（百舌鳥古墳群築造後から明治まで）

本古墳群の巨大古墳は、延長5（927）年の『延喜式諸陵寮』では仁徳天皇陵古墳が「百舌鳥耳原中陵」と記され、正治2（1200）年の『諸陵雜事注文』では「百舌鳥耳原中陵」に供物を置く記述が見えるなど、古代以来陵墓と認識されてきた。この頃から、陵墓周辺でも耕地開発が進み、濠がため池や耕作地に改変される。例えば、反正天皇陵古墳の外濠を発掘調査した結果、鎌倉時代（13世紀頃）には埋められて耕作地として利用されていたことが確認されている。収塚古墳や鏡塚古墳では周濠埋土中から13世紀後半の瓦器等が出土したほか、御廟山古墳の外濠では15世紀後半の日常雑器（瓦質土器・土師質土器）が出土するなど、濠が埋められ耕作地等に利用されていった。中世には、石清水八幡領の荘園である「万代庄」が存在した。本古墳群内に位置し、山城石清水八幡宮の末社として「万代別宮」に比定されている百舌鳥八幡宮が、社領管理をしていたとされている。

近世には本古墳群の周辺では、寛永年間（1624～1644）の堺代官高西夕雲と筒井庄右衛門による「夕雲開」をはじめとする新田開発が行われ、水路やため池が整備された。開発に携わった筒井家住宅（国登録有形文化財）は御廟表塚古墳の東に接して現存する。多くの村落はわが国最古の人工築造池という伝承をもつ狭山池の承水区域（水下地域）に属し、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の濠に引かれ、谷底平野を除く大半の耕地が狭山池の水懸りとなっており、現在もこの水利関係が一部継承されている。また、慶応3（1867）年の赤畑村の文書に「長

役」・「守戸役」の任命がみえ、天皇陵を守る組織の存在が伺える。この役には、地域の代表（庄屋）が任命され、地域によって古墳が管理されていた。近代以降も明治 7（1874）年太政官達書による「陵掌」・「墓掌」が都道府県の職員として任命されるなど地域による古墳管理は継承された。先述の筒井家には明治 42（1909）年「任陵墓守長」の辞令書が今も残っている。このように、中世以降において地域の古墳に対する意識は、墳墓と耕作における水の供給源の二面性を有していた。

●文化財保護法に基づく百舌鳥古墳群の保護（昭和～平成）

第二次世界大戦以前、本古墳群の周辺では都市近郊の田園風景が広がり、古墳とその周辺を取り巻く環境は比較的良好であった。しかし、戦後の市街化の波は古墳にもおよび、宅地開発の土砂採取によって数多くの古墳が失われた。昭和 25（1950）年、大塚山古墳やカトンボ山古墳等では開発と並行して緊急調査が行われ、貴重な成果を挙げながらも消滅した。昭和 30（1955）年には、いたすけ古墳での住宅開発計画にあたって市民を中心とした保存運動が起こり、史跡仮指定ののち史跡指定され、開発から古墳が守られた。

市街地拡大による農地の宅地化などで古墳の破壊が進む中、仁徳天皇陵古墳の周辺の古墳、塚廻古墳、収塚古墳、長塚古墳の 3 古墳が文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法仮指定から昭和 33（1958）年に史跡指定された。その後も市街地にある古墳の保護に取り組み、昭和 40 年代（1965 ～ 1974）に文珠塚古墳や丸保山古墳、乳岡古墳が史跡指定された。

大型の前方後円墳だけでなく中小の古墳も含めた古墳群全体として一体的な保護を図るべく、平成 26（2014）年に既指定 7 基の古墳に新たに 10 基の古墳を加え、「百舌鳥古墳群」として史跡に指定された。その後、陵墓である御廟山古墳やニサンザイ古墳の内濠も追加指定され、本古墳群全体の保護の取組を進めている。

②世界遺産 百舌鳥・古市古墳群

「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」は、令和元（2019）年 7 月 6 日、第 43 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載されることが決定した。世界遺産百舌鳥・古市古墳群の構成資産 45 件 49 基のうち百舌鳥エリアでは 21 件 23 基の古墳が選ばれている。この中には国内第 1 位の墳丘長を誇る仁徳天皇陵古墳と、同 3 位の履中天皇陵古墳が含まれている。

③日本遺産 竹内街道・横大路（大道）

難波津と飛鳥の宮を結ぶ竹内街道はわが国最古の官道であり、平成 29（2017）年に「1400 年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」として日本遺産に認定された。街道沿いには 1400 年の歴史や時代を感じさせる文化財が点在し、街道が古墳群の中を通る本古墳群も構成文化財の一つに選ばれている。なお、古市古墳群もこの街道沿いにあり、本古墳群と古市古墳群を結ぶ古道の一つでもある。

④百舌鳥古墳群及び周辺区域の歴史的風致

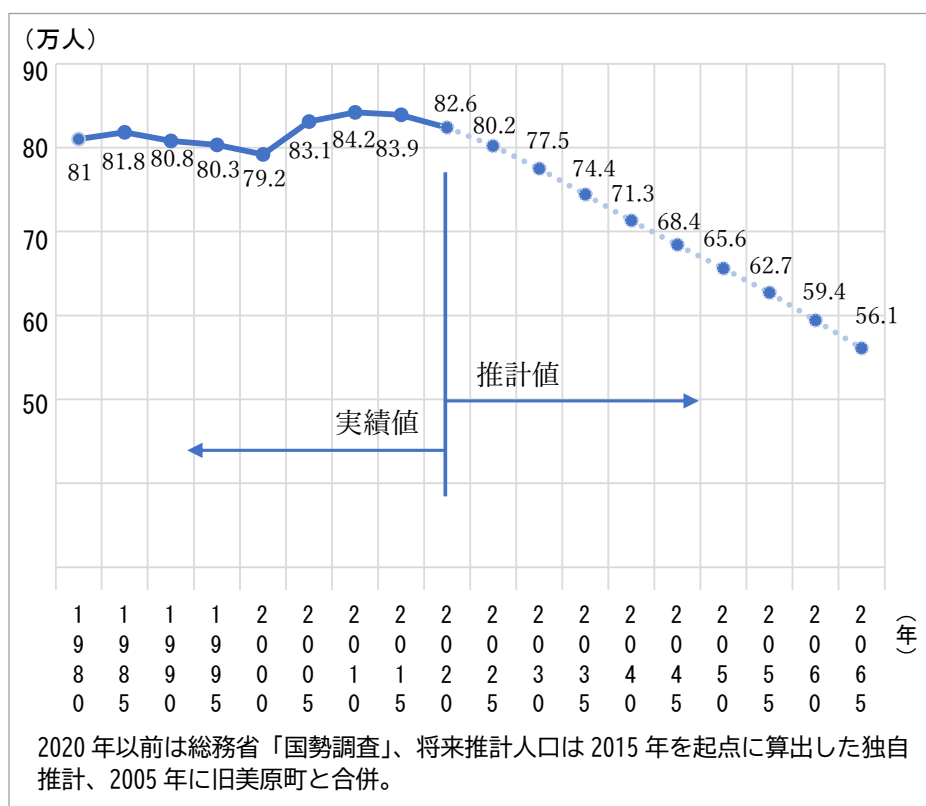
近世以降、多くの人々が本古墳群を巡り、また月見祭等の祭礼や百舌鳥精進等の伝統行事が現在まで守り続けられている。これらは堺市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）において、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」、「月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致」の 2 つの歴史的

風致と捉え、本古墳群及び周辺区域を重点区域に設定し維持向上に資する取組を進めている。

(3) 社会的環境

①人口

本市の人口は、平成 22（2010）年をピークに減少傾向にあり、令和 27（2045）年には約 70 万人を下回る見込みである。しかも、65 歳以上の高齢者は増加傾向にあり、令和 27（2045）年の高齢化率は 35.9%に達すると予測している。世帯数は増加する一方、1 世帯当たり人員は減少するなど世帯の小規模化が進んでいる。また、20 歳代後半から 40 歳代前半のいわゆる現役世代に転出超過の傾向もあり、高齢化と核家族化が進行しており、文化財保護の担い手の減少が懸念される。



総人口推計

②観光

本市には本古墳群のほか南蛮貿易の拠点として発展した中世の自治都市「堺」を起源とする環濠エリア、千利休によって大成された茶の湯文化、刃物や線香等の伝統産業など多くの文化観光資源がある。環濠エリアと本古墳群の中心地にある大仙公園エリアを本市の観光戦略において重点エリアと位置付け、本古墳群の魅力発信や来訪者の受入環境の整備を行ってきた。大仙公園エリアでは、百舌鳥古墳群ビジターセンターや来訪者が快適に過ごせるよう飲食・物販施設を整備した。

令和元（2019）年度までの本市の来訪者数は、増加傾向にあったが、市内ホテル宿泊者数はほぼ横ばいで推移し、日帰りの観光客が大勢を占める状況であった。令和 2（2020）年には新

型コロナウイルス感染症拡大により、本市への来訪者数は減少したが、令和 5（2023）年度には観光需要も回復し、コロナ前と同程度の水準まで回復するなど増加傾向にある。

本市の歴史文化資源を最大限に活かした滞在時間の増加や消費拡大に向けての取組や、広域連携による周遊促進など、戦略的な観光誘客を図り、さらに感染症拡大リスクにも対応した持続可能な観光施策の推進に取り組んでいる。

③交通

本市は、関西圏約 2 千万人の巨大消費地のほぼ中央に位置し、海外・国内主要地域へのアクセス性が高い交通ネットワークを有している。大阪市内や関西国際空港等を結ぶ鉄道網により、南北方向を中心とした公共交通ネットワークが形成されている。

本古墳群には JR 阪和線、南海高野線、地下鉄御堂筋線が近接し、鉄道を利用した移動が容易である。バスは鉄道主要駅と本古墳群で複数の路線が結ばれるなどバス路線網が充実しており、本古墳群の周遊にバスを利用することも可能である。近年、電動アシスト自転車やシェアサイクルが普及し、公共交通機関を補完する役割として自転車利用の裾野が広がっている。

（4）関連法規制

本古墳群は、文化財保護法、国有財産法、都市公園法、都市計画法、景観法等の法令によって史跡として、また陵墓や公園として規制・保護している。

①文化財保護法（昭和 25（1950）年 5 月 30 日法律第 214 号）

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」には文化財保護法第 125 条に基づき文化庁長官等の許可（国の機関である場合は法第 168 条の同意）を受けなければならない。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際には、掘削に着手する前に文化財保護法第 93 条第 1 項、第 94 条第 1 項に基づき文化庁長官に届け出なければならない。さらに、工事中、若しくは試掘確認調査等により、埋蔵文化財包蔵地を発見した際も、文化財保護法第 96 条、第 97 条に基づき文化庁長官に届け出なければならない。これらの文化庁長官の権限に属する事務の一部は、地方分権の観点より都道府県、政令指定都市等に委譲されている（同法 184 条）。

②国有財産法（昭和 23（1948）年 6 月 30 日法律第 73 号）

国有財産は、国有財産法において行政財産（公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経営用財産）と普通財産に分類される（第 3 条）。皇室用財産の一部に陵墓は、皇室用財産として担当省庁により良好な状態での維持管理がなされるべき（第 9 条第 5 項）と定められている。

③都市計画法（昭和 43（1968）年 6 月 15 日法律第 100 号）

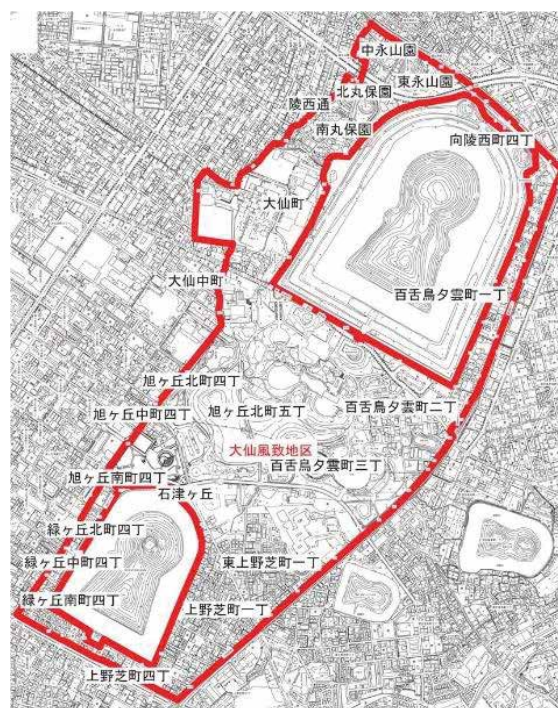
各古墳は市街化区域にあり、用途地域等を定めている。用途地域では、計画対象範囲の中央から北側の仁徳天皇陵古墳周辺にかけてを第一種中高層住居専用地域、南側の履中天皇陵古墳周辺を第一種低層住居専用地域に指定している。また、用途地域に応じて高度地区＊を指定しているほか、古墳が密集する大仙公園を大仙風致地区＊に指定している。

＊風致地区（昭和 45（1965）年 6 月 12 日変更）（大仙風致地区 106.9ha）

本市では「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 18（2006）年 4 月 1 日施行）」の規定に基づき、風致に影響を及ぼすような行為は、市長の許可を受けなければならない。

《許可が必要な行為・許可基準》

- (1) 建築物の新築、増築
 - (イ) 高さが 15m を超えないこと。
 - (ロ) 建ぺい率は 40%以下とすること。
 - (ハ) 外壁面の後退距離は道路から 1.8m、その他の境界から 1.0m 以上とすること。
- (二) 周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- (ホ) 風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うこと。
- (2) 建築物の改築、移転
- (3) 工作物の設置
- (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 木竹の伐採
- (7) 土石の類の採取
- (8) 建築物等の色彩の変更
- (9) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積



大仙風致地区範囲図

＊高度地区（昭和 48（1973）年 8 月 31 日当初決定）

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。

史跡指定地における高度地区一覧

種類	内容	用途地域	該当する史跡古墳
第1種	・建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下。	・第一種低層住居専用地域	いたすけ古墳、 文珠塚古墳、 善右エ門山古墳、 御廟山古墳内濠、 ニサンザイ古墳内濠
第4種	・建築物の高さは、31m以下。 ・建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下。	・第一種中高層住居専用地域（百舌鳥古墳群周辺地域のみ） ・第二種中高層住居専用地域（百舌鳥古墳群周辺地域のみ）	長塚古墳、収塚古墳、 塚廻古墳、丸保山古墳、 ドンチャ山古墳、 正楽寺山古墳、銭塚古墳、 グワショウ坊古墳、旗塚古墳、 寺山南山古墳、七観音古墳
第5種	・建築物の高さは、31m以下。	・近隣商業地域（百舌鳥古墳群周辺地域のみ）	鏡塚古墳

④都市公園法（昭和31（1956）年4月20日法律第79号）

本史跡の19基のうち13基の古墳が公園内及び隣接して位置している。本市における公園管理は、同法、同法施行令、堺市公園条例、同条例施行規則等により運用している。

都市公園法に定める都市公園に位置する史跡百舌鳥古墳群一覧

公園名称	該当する史跡古墳	区分	開設年	開設面積 (ha)	沿革
いたすけ公園	いたすけ古墳	近隣公園	昭和46 (1971)	0.35	昭和42（1967）年：百舌鳥本町 土地区画整理事業
陵南中央公園	ドンチャ山古墳、 正楽寺山古墳	近隣公園	昭和54 (1979)	1.34	昭和56（1981）年：百舌鳥陵南 土地区画整理事業
大仙公園	収塚古墳、 グワショウ坊古墳、 旗塚古墳、 寺山南山古墳、 七観音古墳	総合公園	昭和42 (1967)	38.75	昭和22（1947）年：都市計画決定 昭和38（1963）年：事業着手 昭和52（1977）年：都市緑化植物園 整備着手 昭和57（1982）年：都市緑化植物園 開園 昭和61（1986）年：都市緑化センター 開館 平成28（2016）年：収塚古墳広場完成
大仙公園 予定地	長塚古墳、 塚廻古墳、 丸保山古墳、 銭塚古墳				
御陵山公園	ニサンザイ古墳内濠	風致公園	平成13 (2001)	1.59	昭和40（1965）年：都市計画決定 昭和51（1976）年：事業着手

＊近隣公園は主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とし1箇所当たり面積2haを標準として配置する。総合公園は都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし1箇所当たり面積10ha～50ha未満を標準として配置する。風致公園は、主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。

⑤景観法（平成16（2004）年6月18日法律第110号） / 堺市景観条例（平成23（2011）年6月23日条例第115号）

本市では、景観法に基づく「堺市景観計画」を定め、良好な景観形成をめざした景観誘導を実施しており、景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物の新設等の行為については法に基づく届出や認定申請が必要となる。

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、古墳周囲に設定された緩衝地帯を「重点的に景観形成を図る地域」として指定し、大規模以外の建築物についても認定申請の対象とすることで、重点的かつ積極的な景観保全を図っている。

【景観地区】認定申請の対象となる行為及び規模

行為の種別		対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		【古墳近傍景観形成地区】 全ての建築物
		【古墳群周辺市街地景観形成地区】 次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) - 建築物の高さが10mを超えるもの - 地上4階以上のもの - 延べ面積が500m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高架道路等	地上からの高さが5mを超えるもの
	橋梁等	幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの - 高さが15mを超えるもの - 建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

【景観地区】行為の制限（景観形成の基準）

A. 地域特性

- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。

【自然特性に関する基準】

- 安らぎを感じることが出来る古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。

【歴史文化特性に関する基準】

- 世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。

【市街地特性に関する基準】

- 自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。
- 地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。

上記以外、以下の項目についても基準を定めている。

B. まちなみ

【周辺との調和、まちかど（交差部）の景観形成、通りの景観形成】

C1. 建築計画／配置・外構

【空地の配置・意匠、敷地の形態・意匠、屋外付帯施設（駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など）】

C2. 建築計画／建築物

【建築物の形態・意匠、外壁の材料、外壁の色彩、屋根】

C3. 建築計画／付帯設備等

【屋上付帯設備等（塔屋、屋上設備など）、屋外階段・外壁付帯設備（室外機、樋など）】

⑥堺市屋外広告物条例（平成 7（1995）年 12 月 21 日条例第 38 号）

本古墳群周辺では、良好な景観の保全が必要と認められる地域として「広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）」を指定し、屋上広告物を禁止するなど、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と、市街地景観との調和を考慮した屋外広告物の基準を設定している。

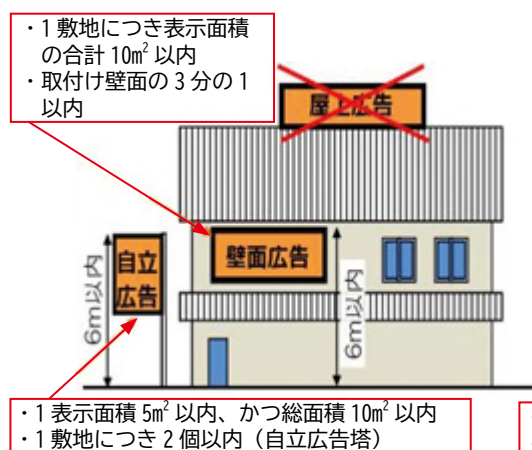
広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）

広告景観特別地区（百舌鳥古墳群周辺地域）		制限内容
禁止区域	第一種低層住居専用地域及び風致地区	適用除外広告物を除き掲出不可
掲出可能な区域	百舌鳥第 1 種特別地区 (第一種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域)	下表（広告景観特別地区の許可基準）参照
	百舌鳥第 2 種特別地区 (近隣商業地域、商業地域)	下表（広告景観特別地区の許可基準）参照

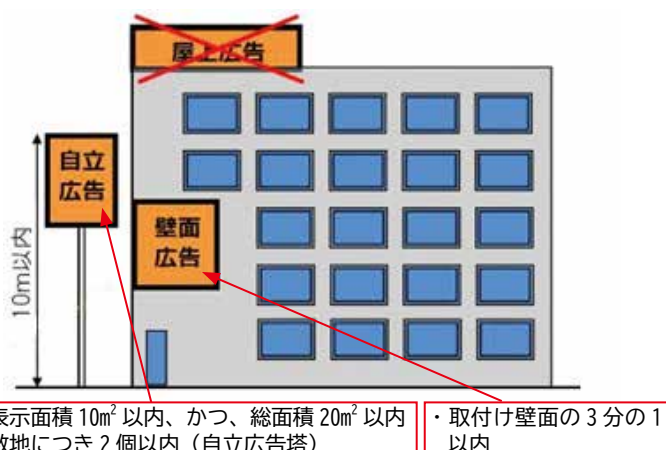
広告景観特別地区（百舌鳥古墳群地域）の許可基準

区分		百舌鳥第 1 種特別地区	百舌鳥第 2 種特別地区
屋上広告物		掲出禁止	
壁面広告物	面積	1 敷地につき表示面積の 10m ² 以内、かつ、取付け壁面の 3 分の 1 以内	取付け壁面の 3 分の 1 以内
	縦	取付け壁面の高さの範囲内の長さ、かつ、地上から最上端までの高さが 6m 以内	取付け壁面の高さの範囲内
	横	取付け壁面の幅の範囲内	
	構造	開口部は塞がないこと。ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。	
自立広告物	面積	1 表示面積 5m ² 以内、かつ総面積 10m ² 以内	1 表示面積 10m ² 以内、かつ、総面積 20m ² 以内
	高さ	地上から最上端までは 6m 以内	地上から最上端までは 10m 以内
	掲出個数	1 敷地につき 2 個以内（自立広告塔）	
備考		非自家用広告物は掲出禁止（適用除外広告物を除く）	

○百舌鳥第 1 種特別地区 イメージ



○百舌鳥第 2 種特別地区 イメージ



第3章 史跡等の概要及び現状と課題

(1) 史跡等指定の状況

①指定の経緯

本古墳群は100基以上の古墳が築造されていたが、都市化により数多くの古墳が失われた。昭和30（1955）年のいたすけ古墳の保存運動を契機として、昭和31（1956）年にいたすけ古墳が史跡指定され、その後6基の古墳が順次指定された。平成26（2014）年には群として一体的な保護を図るため、10基を追加指定し、既指定の7基と統合し、「百舌鳥古墳群」に名称を変更した。平成28（2016）年に乳岡古墳、平成30（2018）年に御廟山古墳内濠、平成31（2019）年にニサンザイ古墳内濠が追加指定された。現存する44基のうち陵墓を除く未指定の5基の古墳については、群として一体的な保護を図るため諸課題の解決に取り組み、追加指定をめざす。

史跡百舌鳥古墳群指定履歴

指定年月日	指定等	指定名称	告示番号	備考
大正9（1920）年4月22日	仮指定	収塚古墳 塚廻古墳	大阪府告示 史第1号	
大正9（1920）年6月21日	仮指定	長塚古墳	大阪府告示 史第2号	
昭和30（1955）年11月14日	仮指定	いたすけ古墳		
昭和31（1956）年5月15日	史跡指定	いたすけ古墳	文化財保護委員会告示 第20号	
昭和33（1958）年5月14日	史跡指定	長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳	文化財保護委員会告示 第44号	
昭和46（1971）年4月23日	史跡指定	文珠塚古墳	文部省告示 第122号	
昭和47（1972）年7月25日	史跡指定	丸保山古墳	文部省告示 第113号	
昭和49（1974）年1月23日	史跡指定	乳岡古墳	文部省告示 第6号	
平成26（2014）年3月18日	追加指定 統合 名称変更	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳 長塚古墳 収塚古墳 塚廻古墳 文珠塚古墳 丸保山古墳 乳岡古墳 御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳 正楽寺山古墳 鏡塚古墳 善右エ門山古墳 銭塚古墳 グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳 寺山南山古墳 七観音古墳	文部科学省告示 第34号	10基追加指定し、既存7基と統合して名称変更
平成28（2016）年3月1日	追加指定	百舌鳥古墳群 乳岡古墳	文部科学省告示 第35号	範囲拡大
平成30（2018）年10月15日	追加指定 名称変更	百舌鳥古墳群 御廟山古墳内濠	文部科学省告示 第193号	
平成31（2019）年2月26日	追加指定 名称変更	百舌鳥古墳群 ニサンザイ古墳内濠	文部科学省告示 第25号	

②史跡の本質的価値

指定説明文で示された本史跡の本質的価値について、令和 5（2023）年策定の保存活用計画において以下のとおり整理した。

● 4 世紀後半から 6 世紀前半に築造された様々な形態・規模の古墳で構成される

百舌鳥古墳群は本来、100 基を超える古墳で構成されていた。巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳を核に、大型及び中型の前方後円墳、円墳や方墳など、様々な形態・規模の古墳で構成されている。住宅が密集する都市部に現在も 44 基が存在する。前方後円墳 11 基、円墳 6 基、方墳 2 基の計 19 基が史跡に指定され、広域に分布している。

● 古墳時代の政治的・社会的構造を如実に示している

巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の前方後円墳・円墳・方墳も数多く築かれている。これら古墳の墳丘形態や規模などの違いは、この地域に一大政治集団が存在していたことを示し、有力首長と中小首長層からなる当時の政治や社会的な階層差を示していると考えられる。

● 古墳時代の中央政権の状況を知ることができる極めて重要な古墳群である

国内でも特筆すべき規模の前方後円墳を複数有し、単独に存在する古墳や巨大古墳に付随する様々な規模・墳形の古墳で構成されている。このことから、わが国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることができる極めて重要な古墳群といえる。

(2) 史跡等の概要

本史跡の 19 基の各古墳の概要は、次ページのとおりである。

史跡百舌鳥古墳群 各古墳の概要

名称	墳形	規模・形態	保存状態	築造年	主体部 (埋葬施設)
いたすけ古墳	前方後円墳	墳丘長約 146m、南側造り出し、3段築成、周濠	墳丘・周濠は良好に保存、墳丘裾は浸食	5 世紀前	未調査
長塚古墳	前方後円墳	墳丘長 106.4m、南側造り出し、3段築成、周濠	墳丘は良好に残る、周濠は埋没、表土は流出	5 世紀中	未調査
収塚古墳	帆立貝形古墳	墳丘長約 59m、2 段築成、周濠	周濠は埋没、前方部は削平	5 世紀中	不明
塚廻古墳	円墳	直径約 32m、2 段築成、周濠	周濠は埋没、表土は流出	5 世紀前	木棺
文珠塚古墳	前方後円墳	墳丘長 59.1m、2 段築成、掘割り遺構	墳丘は一部削平、表土は流出	5 世紀	未調査
丸保山古墳	帆立貝形古墳	墳丘長 87m、周濠	前方部は上半削平、後円部は良好に保存、墳丘裾と堤は浸食	5 世紀中	未調査
乳岡古墳	前方後円墳	墳丘長約 155m、3 段築成、周濠	前方部は大半削平、主体部を覆うモルタル老朽、周濠は埋没	4 世紀後	長持形石棺
御廟表塚古墳	帆立貝形古墳	墳丘長 48.8m、2 段築成、周濠	前方部は削平、周濠は大半が埋没、裾は浸食	5 世紀後	未調査
ドンチャ山古墳	円墳	直径約 26m、2 段築成	墳丘の高さ低い	6 世紀前	不明
正楽寺山古墳	円墳	直径約 16m、2 段築成、周濠	墳丘の高さ低い、周濠は埋没	6 世紀前	不明
鏡塚古墳	円墳	直径約 26m、周濠	墳丘下半見えず、周濠は埋没	5 世紀中	不明
善右エ門山古墳	方墳	一辺 28m、2 段築成	墳丘南・西側は削平	5 世紀前	不明
銭塚古墳	帆立貝形古墳	墳丘長 74m	後円部 2 段目上方と前方部削平	5 世紀後	不明
グワショウ坊古墳	円墳	直径約 61m、2 段築成、周濠	墳丘上方は削平、墳丘裾は石積み	5 世紀後	不明
旗塚古墳	帆立貝形古墳	墳丘長 57.9m、2 段築成、周濠、南側造り出し	造り出しは削平、墳丘裾は石積み	5 世紀中	不明
寺山南山古墳	方墳	長辺 44.7m、短辺 39.2m、2 段築成、南側造り出し、周濠	2 段目上方は削平、周濠と造り出しは埋没、周濠は履中天皇陵古墳の外周溝と共有	5 世紀前	不明
七観音古墳	円墳	直径 32.5m	墳丘裾は石積で保存、墳丘一面に植栽	5 世紀中	不明
御廟山古墳内濠	前方後円墳	墳丘長 203m、3 段築成、2 重濠	内濠堤は擁壁で保存、2 重目の濠は埋没	5 世紀前	不明
ニサンザイ古墳内濠	前方後円墳	墳丘長 300.3m、3 段築成、2 重濠	内濠堤は擁壁で保存、2 重目の濠は埋没	5 世紀後	不明

史跡百舌鳥古墳群 各古墳の概要

名称 (所在地)	立地等	第3種 ※	現況	所有者
いたすけ古墳 (北区百舌鳥本町3丁)	周囲に付属する小規模古墳が複数基ある	無	開発時の橋が残る、北側は公園、南側は道路に接する	堺市
長塚古墳 (堺区百舌鳥夕雲町2丁)	JR 百舌鳥駅近くにあり周遊の起点	有	コンクリート構造物が残る、大仙公園予定地	堺市
収塚古墳 (堺区百舌鳥夕雲町2丁)	周遊の起点、仁徳天皇陵古墳周囲の中小古墳の一つ	有	前方部・周濠はカラー舗装で仮整備完了	堺市
塚廻古墳 (堺区百舌鳥夕雲町1丁)	住宅が隣接、仁徳天皇陵古墳周囲の中小古墳の一つ	有	公道への接道範囲が狭い	堺市
文珠塚古墳 (西区上野芝向ヶ丘町1丁)	百舌鳥川左岸の台地上にある	無	北側境界段差著しい、南・西側は道路に接する	堺市
丸保山古墳 (堺区北丸保園)	後円部は宮内庁が管理、仁徳天皇陵古墳周囲の中小古墳の一つ	無	前方部に建物基礎残る、周囲は道路を挟んで住宅地	堺市・宮内庁
乳岡古墳 (堺区石津町2丁)	本古墳群の中で最古、本古墳群の最南西部の海岸線近くにある	無	墳丘西側は急斜面、公道への接道範囲が狭い	堺市
御廟表塚古墳 (北区中百舌鳥町4丁)	本古墳群の東辺にあり近くに国登録文化財・府指定天然記念物がある	有	整備完了後経過観察中	堺市
ドンチャ山古墳 (北区百舌鳥陵南町3丁)	正楽寺山古墳に隣接する	無	陵南中央公園内、史跡指定地内に園路	堺市
正楽寺山古墳 (北区百舌鳥陵南町3丁)	ドンチャ山古墳に隣接する	無	陵南中央公園内、史跡指定地内に四阿	堺市
鏡塚古墳 (北区百舌鳥赤畑町2丁)	商業施設の駐車場にある	有	西側は道路に接する	個人・堺市
善右エ門山古墳 (北区百舌鳥本町3丁)	福祉施設敷地内にある、いたすけ古墳に付属する古墳の一つ	有	西側は道路に接する	個人
銭塚古墳 (堺区東上野芝町1丁)	学校敷地内にある	無	墳丘範囲は擁壁により保存し表面表示	大阪府
グワショウ坊古墳 (堺区百舌鳥夕雲町3丁)	旗塚古墳に隣接する	無	大仙公園内、墳丘樹木間伐継続中	堺市
旗塚古墳 (堺区百舌鳥夕雲町3丁)	グワショウ古墳に隣接する	有	大仙公園内、南側は道路に接する、墳丘樹木間伐継続中	堺市
寺山南山古墳 (西区上野芝町1丁)	履中天皇陵古墳に付属する中小古墳の一つ、周遊の起点	無	大仙公園内、墳丘樹木間伐継続中、南側は公園駐車場	堺市
七観音古墳 (堺区旭ヶ丘北町5丁)	履中天皇陵古墳に付属する中小古墳の一つ	無	大仙公園内	堺市
御廟山古墳内濠 (北区百舌鳥本町1丁)	内濠堤は周遊路	有	墳丘は宮内庁管理、濠の陸地化が進み特定外来生物が繁茂	堺市
ニサンザイ古墳内濠 (北区百舌鳥西之町3丁)	内濠堤は周遊路	有	墳丘は宮内庁管理、濠の一部陸地化が進み水生植物が繁茂	堺市

※第3種地区：周知の埋蔵文化財包蔵地として本質的価値の状況把握に努める地区で、その結果をもって将来的に指定拡大等の措置により保存を検討する地区

(3) 公開・活用の現状と課題

①公開状況

史跡に指定された古墳は、本市だけでなく国・府・民間など所有者は様々であり、管理用フェンスを設置し立入りを制限している古墳が多い。公園内のフェンスがない古墳においても、公開・活用のための墳丘整備を行っていないため、墳丘をのぼる園路は設置していない。

立入りを制限している古墳のうち本市が所有する古墳では、「世界遺産百舌鳥・古市古墳群を応援する堺市民の会」と共催で仮設の動線を設けて、学芸員が墳丘を案内する公開イベントを実施している。

【課題】・未整備古墳の墳丘への立入りは、一時的な公開事業に制限している。

- ・公開する古墳も安全な動線確保や隣接住宅への配慮など諸条件を満たしたものに限定している。

②歴史・文化に対する市民意識等の把握

さかい利晶の杜や百舌鳥古墳群ビジターセンターの整備、本古墳群の世界遺産登録の前後で実施されたイベント等により、堺の歴史文化資源の理解や保護に対する意識醸成につながった。平成22（2010）年に実施した「平成22年度市民意識調査」の結果では、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせて全体の4割弱にとどまっていたものが、令和4（2022）年に実施した「令和4年度市民意識調査」では71.5%と7割を超えた。

【課題】・世界遺産登録によって市民意識は向上したが、時間の経過により関心が薄れる恐れがある。

- ・上空から眺望できる環境整備、百舌鳥古墳群ビジターセンターの展示の充実、大仙公園において案内表示のユニバーサルデザイン推進の要望がある。

(4) 第1期計画策定後の整備実施状況と課題

①全体概要

第1期計画では調査成果の蓄積など整備条件が整った御廟表塚古墳と寺山南山古墳を整備対象とした。御廟表塚古墳では整備工事を終えて事業は完了したが、世界遺産の構成資産である寺山南山古墳は、世界遺産登録時の追加的勧告を踏まえ整備方針を再検討することとなった。

他の古墳は日常管理を進めながら、古墳であることがわかるような措置を進めてきた。住宅街に所在する古墳では墳丘が視認できるような間伐や剪定を行い、公園内に所在する古墳では古墳の連続性や雄大さを意識できるような管理を行っている。また JR 阪和線沿いの古墳には、車窓から古墳を認識できるよう名称表示サインを設置した。

史跡指定地周辺では、大仙公園やいたすけ公園の改修や整備が進んだ。公園整備の際には、収塚古墳や履中天皇陵古墳の遺構表示を行ったほか、旗塚古墳で飛び石状のコンクリートブロックを除去するなど価値の顕在化に努めた。

解説施設は各古墳の解説板の設置が完了したほか、世界遺産登録を機に百舌鳥古墳群ビジターセンターの開館、堺市博物館（古代常設展示コーナー）のリニューアルを実施した。

【課題】・第1期整備対象である寺山南山古墳の整備事業が未完結である。

- ・間伐や剪定を進めている古墳では、下草育成など表土流出防止策が必要である。
- ・史跡指定地周辺で公園等の整備が進行している古墳は、史跡指定地だけが取り残されないよう周辺の状況に合わせた整備が必要である。
- ・解説施設は情報を適宜更新することが必要である。
- ・周遊路上に古墳群全体を解説する総合解説板の設置が必要である。
- ・世界遺産の構成資産である古墳は、世界遺産登録時の追加的勧告に従い、計画を再検討する必要がある。

第1期計画策定後の取組一覧

年度	古墳に関する整備		その他の整備	計画策定等
平成 29 (2017) 年度	- いたすけ古墳 - 御廟表塚古墳	修景整備（竹木伐採他）	- 履中天皇陵古墳ビュースポットの整備完了 - 大仙公園いこいの広場におもてなしトイレ整備完了 - 大仙公園上野芝地区（寺山南山古墳東側）整備工事	・整備基本計画（第1期）策定
平成 30 (2018) 年度	乳岡古墳	追加指定地公有化	「百舌鳥古墳群周遊ナビ」アプリ配信開始 - 周遊路サイン整備	
	収塚古墳 他 2 基	解説板改修		
	- いたすけ古墳 - 長塚古墳 - 塚廻古墳 - 丸保山古墳 - 寺山南山古墳	修景整備（竹木伐採他）		
	- 丸保山古墳 - 御廟表塚古墳	排水施設設置		
	旗塚古墳	工作物撤去（八つ橋基礎・模木階段）		
平成 31 ・令和元 (2019) 年度	御廟表塚古墳	整備に伴う範囲確認発掘調査	周遊路サイン整備	・世界遺産登録
	長塚古墳 他 36 基	解説板新規設置・改修		
令和 2 (2020) 年度	いたすけ古墳	修景整備（竹木伐採他）	- 百舌鳥古墳群ビジターセンターオープン - 堺市博物館（古代常設展示コーナー）リニューアルオープン	・御廟表塚古墳整備工事基本設計策定
	御廟山古墳内濠	史跡指定地公有化		
令和 3 (2021) 年度	- いたすけ古墳 - 長塚古墳 - 塚廻古墳 - 文珠塚古墳 - 御廟表塚古墳	修景整備（竹木伐採他）	- いたすけ公園改修工事着手 - 御廟表塚古墳旧筒井家住宅外門調査	・御廟表塚古墳整備工事実施設計策定
	乳岡古墳	境界フェンス設置に伴う樹木伐採		
	いたすけ古墳	環境整備（給水用井戸設置）		
令和 4 (2022) 年度	- 長塚古墳 - 塚廻古墳 - 文珠塚古墳 - 御廟表塚古墳	修景整備（樹木伐採他）	- いたすけ公園改修工事 - 大仙公園上野芝地区（寺山南山古墳北側）整備工事	・保存活用計画策定
	寺山南山古墳	工事残土・立入り防止柵等の除去		
	御廟山古墳	保存整備（護岸及び水中刈り取り他）		
令和 5 (2023) 年度	- いたすけ古墳 - 長塚古墳	名称表示サイン設置	- いたすけ公園改修工事完了 - 御廟表塚古墳旧筒井家住宅外門修復	
	- 塚廻古墳 - 文珠塚古墳	修景整備（樹木伐採他）		
	御廟表塚古墳	活用整備		
令和 6 (2024) 年度	- 長塚古墳 - 文珠塚古墳	修景整備（樹木伐採他）	大仙公園七観音古墳広場改修工事	・整備基本計画（第2期）策定
	御廟山古墳	環境整備（給水用井戸設置）		
	丸保山古墳	保存整備（境界柵改修他）		

②第 1 期整備対象古墳の取組実施状況 御廟表塚古墳

御廟表塚古墳は第 1 期計画策定後、設計業務等を進め、令和 7（2025）年 3 月に整備工事が完了した。計画では下記のとおり整備の方向性を定めたが、設計過程において堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会で検討した結果、墳丘保存と隣接民家のプライバシー確保のため、既設の園路を撤去し、墳頂への新たな動線は設定しなかった。ただし、特別公開など必要に応じて墳丘にのぼることも想定し、墳丘裾まではスロープを設置し、植栽の一部をコグマザサから芝に変更した。

旧筒井家住宅外門は基本設計時に実施した調査結果に基づく修繕工事を行い、筒井家住宅の貴重な遺構として保存した。

御廟表塚古墳整備取組状況

取組状況（A- 実施済、B- 取組中、C- 未実施、D- 変更）

御廟表塚古墳		
古墳の形態：帆立貝形古墳	立地の特性：住宅街、南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄御堂筋線なかもず駅に近接	取組状況
所有者：堺市	世界遺産構成資産：非該当	
整備保存の方向性	①適切な間伐と剪定を行う。 ②防草シートは除去し、下草育成により土砂流出を防ぎ墳丘を保存する。 ③竹林は除去する。 ④墳丘裾南側は低木の生垣や木柵などによって史跡境界を明示する。 ⑤残存する周濠は調査成果に基づき、必要に応じて保存処置を講じる。 ⑥周濠の水質管理を行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ⑦隣接地への雨水流出を防ぐため排水溝を設置する。	① A ② A ③ A ④ A ⑤ A ⑥ A ⑦ A
活用のための整備の方向性	⑧竹林を除去し、アプローチと西高野街道からの眺望を確保する。 ⑨民家との隣接地には必要に応じて植栽や柵などを設置し、プライバシーの確保に努める。 ⑩既設の園路等を改修し、周濠外肩に木柵を設置する。 ⑪現況の落葉広葉樹を中心とした林相に当地の特徴的な樹木であるクスノキを交え、百舌鳥のくす（府指定天然記念物）と一体的な景観形成に努める。 ⑫間伐と剪定によりニサンザイ古墳や履中天皇陵古墳の眺望を確保する。 ⑬古墳の解説板だけでなく、百舌鳥古墳群の概要や西高野街道、百舌鳥のくす（府指定天然記念物）についての解説板を西高野街道に面した入口に設置する。既存の解説板は撤去し、史跡の標柱石は街道沿いに移設する。 ⑭西高野街道沿いの生垣と門は将来的な活用を見据え、現況保存する。 ⑮街道沿いに駐輪場を設置する。	⑧ A ⑨ A ⑩ D ⑪ B ⑫ A ⑬ A ⑭ A ⑮ A

③第1期整備対象古墳の取組実施状況 寺山南山古墳

第1期計画策定時は短期整備として整備を進める予定であったが、世界遺産の構成資産であることから、世界遺産登録時の追加的勧告に従い、計画を再検討することとなった。現在、史跡指定地周辺では公園整備が完了しているが、未整備の史跡指定地は柵で囲い立入りができない状態であり、公園との一体的な整備が急務である。

寺山南山古墳整備取組状況

取組状況（A- 実施済、B- 取組中、C- 未実施、D- 変更）

寺山南山古墳		
古墳の形態：方墳	立地の特性：大仙公園、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳	取組状況
所有者：堺市	世界遺産構成資産：該当	
整備保存の方向性の	①調査成果に基づき、墳丘上段と造り出しを盛土で修復し、表土の流出を防ぐため地被類で保護する。 ②周濠は埋没保存を図り、履中天皇陵古墳の外濠とあわせて平面的に遺構表示する。 ③墳丘上の樹木を伐採する。	① C ② C 史跡外 A ③ B
整備活用の方向性の	④墳頂とテラスを巡る園路を設定する。 ⑤墳頂は履中天皇陵古墳など古墳群を眺望するビュースポットとする。 ⑥履中天皇陵古墳ビュースポットや七観山古墳跡展望台からの眺望を確保し、七観音古墳と古墳群景観を形成する。 ⑦埴輪や葺石など築造状況の理解を促す解説板等を設置する。 ⑧周遊拠点として本古墳群の概要や履中天皇陵古墳周囲の中小古墳に関する解説板等を設置する。 ⑨大仙公園内にあるため公園部局と連携しながら整備する。 ⑩史跡指定地内の旧住宅フェンスや公園残土等を撤去する。	④ D ⑤ D ⑥ B ⑦ A ⑧ C ⑨ B ⑩ B

④第1期整備対象外古墳の取組実施状況

第1期整備計画で計画した解説板の設置や周遊路整備のほか、各古墳では整備に向け、日常管理の中で可能な限り第1期計画の整備方針に基づき課題解決に取り組んでいる。しかし未実施の事項が多く、状況変化等を踏まえ、整備計画について第6章にて再検討する。古墳ごとの第1期計画策定後の現状と課題は以下のとおりである。

第1期整備対象外古墳の整備取組状況

取組状況（A- 実施済、B- 取組中、C- 未実施（H- 平成、R- 令和））

計画 期間	名称	方針概要	取組状況
		取組状況の現状と課題	
中期	いたすけ古墳	・裾部の樹木や竹の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。 ・整備の際には、墳丘への園路・動線を設定し、墳丘の形や規模を体感できるようにする。 ・周辺の住宅との関係も考慮しつつ墳頂からの眺望を確保する。 ・隣接する善右衛門山古墳と関連付けた整備を行う。 【現状】・墳丘上の樹木や竹を伐採したほか、線路側に名称表示サインをフェンスに共架した。 ・墳丘上の樹木・竹の伐採後、地被類が繁茂している。 ・隣接するいたすけ公園を再整備し、堤上の樹木伐採や古墳側の遊具を移設した。 【課題】・墳丘裾部の浸食による修繕・保全は濠水の水位のコントロールが必要である。 ・樹木伐採後の地被類の生育状況を注視し、適正に管理する必要がある。 ・世界遺産の構成資産であり、計画を再検討する必要がある。	・A（～R4） ・C ・C ・C ・C
中期	収塚古墳	・埋没した周濠や削平された前方部を追加指定し、公有化が完了した時点で整備を実施する。 ・整備は墳丘への動線確保などを行う。 ・周濠や前方部の平面形が理解できるような表示や解説施設の設置を行う。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望を確保する。 【現状】・前方部と周濠一部は平面表示による広場に整備し、暫定的な公開を行っている。 ・史跡指定地周辺では都市計画道路出島百舌鳥線事業に含まれるJR百舌鳥駅前広場整備に向けた公有化が進行している。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望確保のため樹木剪定を適宜実施している。 【課題】・都市計画道路事業の進捗に合わせ早期に確認調査や追加指定、整備を行う必要がある。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望確保のため墳丘樹木の剪定や間伐を継続的に行う必要がある。 ・世界遺産の構成資産であり、計画を再検討する必要がある。	・B ・C ・A（H30） ・B
中期	文珠塚古墳	・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。 ・墳丘の削平跡の保護を行う。 ・公開日を設定し、墳丘の見学ができるように見学施設の整備を行う。 ・履中天皇陵古墳への眺望が可能な動線を設定する。 【現状】・墳丘上の樹木の間伐を計画的に実施している。 ・表土流出を防ぐため、簗を敷くなど防止策を試行中である。 【課題】・樹木伐採後の地被類の生育や削平跡の措置の経過観察が必要である。	・B（R2～） ・B（R2～） ・B（R4～） ・C ・C
中期	ドンチャ山古墳	・陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、解説施設の整備を行う。 ・消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・近接する正楽寺山古墳と一体的に整備する。 【現状】・関係機関と連携して正楽寺山古墳と一体的な保存管理や整備を検討している。 【課題】・正楽寺山古墳と一体的な整備、本史跡に関連しない要素の除去を検討する必要がある。	・B ・A（R1） ・A（R1） ・B

中期	正楽寺山古墳	・ 陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・ 小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、解説施設の整備を行う。 ・ 消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。 ・ 近接するドンチャ山古墳と一体的に整備する。 【現状】・ 関係機関と連携してドンチャ山古墳と一体的な保存管理や整備を検討している。 【課題】・ ドンチャ山古墳と一体的な整備、本史跡に関連しない要素の除去を検討する必要がある。	・ B ・ A (R1) ・ A (R1) ・ B
中期	グワシヨウ坊古墳	・ 大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・ 繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・ 整備の際には、墳丘への園路・動線を設定し、墳丘規模を体感できるようにする。 ・ 墳丘の上部が削平されており、墳形の把握が困難であるため、本来の形状が理解できるような解説施設の設置を行う。 ・ 調査の際に判明した古墳の盛土の構築方法についても解説する。 ・ 隣接する旗塚古墳と一体的に整備を行う。 【現状】・ 関係機関と連携して旗塚古墳と一体的な保存管理や再整備を検討している。 ・ 墳丘上樹木の剪定や間伐を適宜実施し、暫定的な公開を行っている。 【課題】・ 墳丘の視認化を図るため、墳丘樹木の剪定や間伐を継続的に行う必要がある。 ・ 本史跡に関連しない要素の除去や隣接する旗塚古墳と一体的な整備を検討する必要がある。	・ B ・ B (H28～) ・ C ・ A (R1) ・ A (R1) ・ C
中期	旗塚古墳	・ 大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。 ・ 繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・ 整備の際には墳丘への園路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにする。 ・ 現在は削平されて視認できない造り出しが理解できるような整備や解説施設の設置を行う。 ・ 隣接するグワシヨウ坊古墳と一体的に整備する。 【現状】・ 関係機関と連携して旗塚古墳と一体的な保存管理や再整備を検討している。 ・ 墳丘上樹木の剪定や間伐を適宜実施し、暫定的な公開を行っている。 【課題】・ 墳丘の視認化を図るため、墳丘樹木の剪定や間伐を継続的に行う必要がある。 ・ 本史跡に関連しない要素の除去や隣接するグワシヨウ坊古墳と一体的な整備を検討する必要がある。 ・ 世界遺産の構成資産であり、計画を再検討する必要がある。	・ B ・ B (H28～) ・ C ・ A (R1) ・ C
中期	七観音古墳	・ 大仙公園として整備されているため、関係機関と連携して整備にあたる。 ・ 暫定的な整備として、解説板の改修を行い、将来的には、植栽の検討や、古墳としての景観整備を実施する。 ・ 隣接する寺山南山古墳と一体的に整備を行うと同時に、履中天皇陵古墳への眺望を確保する。 【現状】・ 関係機関と連携して寺山南山古墳と一体的な保存管理や再整備を検討している。 【課題】・ 隣接する寺山南山古墳と一体的な整備を検討する必要がある。 ・ 世界遺産の構成資産であり、計画を再検討する必要がある。	・ B ・ A (R1) ・ C
長期	長塚古墳	・ 住宅に囲まれているため、枯損木や墳形視認を阻害している樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を進める。 ・ 道路に接する後円部側を対象として、部分的な整備や動線を検討する。 【現状】・ 史跡指定地周辺では大仙公園整備に向けた公有化が進行している。 ・ 墳丘上の樹木の間伐を計画的に実施している。 ・ 東側線路沿いのフェンスに名称表示サインを設置し、顕在化を図った。 ・ 隣接住宅のプライバシーを確保しながら暫定的な公開を行っている。 【課題】・ 大仙公園整備事業の進捗に合わせて確認調査や追加指定、整備を行う必要がある。 ・ 墳丘の視認化を図るため、墳丘樹木の剪定や間伐を継続的に行う必要がある。 ・ 樹木間伐後の地被類の生育状況を注視し、適正に管理する必要がある。 ・ 世界遺産の構成資産であり、計画を再検討する必要がある。	・ B (R2～) ・ B (R3～)

長期	塚廻古墳	・墳丘部に育成する樹木を剪定や間伐を行い、墳丘の視認化を図る。 ・下草の育成を促し墳丘の保護を図る。 ・公道からの進入路が狭いため、追加指定と公有化を完了した時点で、整備及び公開を実施する。 ・整備には、周辺の住宅に配慮した整備範囲や動線を検討する。 ・仁徳天皇陵古墳への眺望が可能な修景を実施する。	・B (R3～) ・B (R3～) ・C ・C ・B
		【現状】・墳丘樹木の間伐等を計画的に実施している。 【課題】・墳丘の視認化を図るため、墳丘樹木の剪定や間伐を継続的に行う必要がある。 ・樹木伐採後の地被類の生育状況を注視する必要がある。 ・世界遺産の構成資産であり、計画を再検討する必要がある。	
長期	丸保山古墳	・前方部の墳丘が見学できるような動線を確保する。 ・浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い修復・保全を図る。 ・後円部は宮内庁の管理であるため、整備は同庁と協議した上で実施する。	・C ・C ・C
		【現状】・墳丘裾部の保存措置を行って動線設定していない。 【課題】・墳丘の視認化を図るため、墳丘樹木の剪定や間伐を継続的に行う必要がある。 ・浸食が進む墳丘裾部の調査や保全には豪水の水位調節が必要である。 ・世界遺産の構成資産であり、計画を再検討する必要がある。	
長期	乳岡古墳	・公有化前の構造物を撤去し、周辺の住宅を配慮しつつ墳頂までの動線を設定し、墳頂からの眺望を確保する。 ・墳頂部の石棺についての解説方法を検討する。 ・西側の急斜面への安全確保を踏まえた整備を実施する。	・C ・A ・C
		【現状】・急斜面への安全確保のため斜面のすべり防止処置や斜面下の土地を追加指定・公有化した。 【課題】・追加指定範囲を含めた整備を検討する必要がある。 ・墳上部の石棺を覆うモルタル等が経年劣化しているため、石棺の保存状態の把握と保存措置を講ずる必要がある。	
長期	鏡塚古墳	・墳丘下部が埋没しており、墳形の把握が困難であるため、本来の墳形が理解できるような整備や解説施設の設置を行う。 ・民間商業施設の駐車場に立地していることから、西側の道路から見学できるよう動線を設定する。 ・公有化が完了した時点で、整備を実施する。	・A (R1) ・A (R1) ・C
		【現状】・造成前の墳丘全体が把握できる写真を掲載した解説板と標柱石を西側道路に沿って設置した。 【課題】・民間商業施設内にあるため、周辺の状況変化を注視しながら、公有化や整備を検討する必要がある。	
長期	善右衛門山古墳	・公有化が完了した時点で、整備を実施する。 ・墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。 ・方墳と理解できるような整備や解説施設の設置を行う。 ・いたすけ古墳と連携した整備を行う。	・C ・B ・A (R1) ・C
		【現状】・墳丘樹木の剪定や間伐は、所有者が継続して実施している。 【課題】・墳丘樹木の剪定や間伐を継続的に行う必要がある。	
長期	銭塚古墳	・古墳保護のための整備は完了している。 ・学校内に位置するため、敷地外から見学できるよう視点場を確保し、啓発を図る。	・A (H21) ・C
		【現状】・発掘調査で判明した墳形を擁壁で明示している。あわせて墳丘を保存している。 ・学校敷地外北側と東側はフェンス越しに墳丘が視認できる。 【課題】・墳丘裾のコンクリート製擁壁の経年劣化に備えた整備を検討する必要がある。	

(5) 広域関連整備の現状と課題

本市には歴史文化資源として本古墳群のほかにも多くの文化財が残されている。とりわけ、重要文化財の大阪府陶邑窯跡群出土品や市指定有形文化財の衝角付冑型埴輪（いたすけ古墳出土）や史跡黒姫山古墳出土の甲冑類は、本古墳群との歴史的つながりが非常に深い文化財である。ほかにも竹内街道をはじめとする街道や本古墳群に関する古文書や絵図等を有する登録有形文化財筒井家住宅など、文化財が市内各所に分布している。また、本古墳群の西方には環濠エリアがあり、交通の要衝として発達し、勘合貿易・南蛮貿易の拠点として繁栄を極めた。今も近世の建造物が残り、刃物や線香をはじめとする伝統産業が営まれ、特別な空間として訪れる人々を魅了している。

このように本市には文化財や伝統産業等の歴史文化資源が豊富にある。これらをネットワーク化し、イベント等と連携することにより相乗効果として本市の交流人口の増加や滞在時間の長期化につなげることが可能である。しかし、歴史文化資源のネットワーク化は不十分であり、広域的な観点で整備を進める必要がある。

第4章 基本方針

(1) 基本理念と基本方針

①これまでの計画における基本理念と基本方針

国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第1期）（平成30（2018）年3月策定）	
基本理念	○わが国を代表する歴史遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開活用に努める。 ○魅力あるまちづくりに寄与するため、整備や公開活用は住民と協働を図り、住民に親しまれる史跡をめざす。
基本方針	○史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来へ継承する。 ・適切な遺構の保存処置や損壊対策を含めた保存整備を検討する。 ・整備や修復のための調査研究を深め、その成果に基づき史跡の本質的価値がわかりやすい整備を行い、様々な手段によって情報発信に努める。築造当初の姿は、復元のほかに解説板や模型の設置など、来訪者にわかりやすい展示の方法を検討する。 ・保存のために行う緊急的な措置は、その後の整備の支障とならない範囲で実施する。 ○古墳の存在感を高め、古墳群の一体的景観を形成する。 ・墳丘上の樹木整理や周辺整備により、古墳の稜線や古墳の連なりを明確にし、地形や環境が連続的に眺望できる整備を行う。 ・周囲の環境に配慮しつつ、サインは古墳群のまとまりを伝えるようデザインを統一し、動線計画に基づいた来訪者支援の充実を図る。 ・現況の形状や植生の状況を踏まえて整備を行い、周囲の住宅等に配慮して公開範囲を設定する。 ○住民との協働を図り、古墳を舞台にした憩いや学習の交流拠点を創造する。 ・発掘調査も含め整備にあたっては、住民が参加できるよう工夫する。 ・古墳群を体感する場として、必要に応じた多角的な整備を進める。 ・地域の誇りとして、住民に親しまれる身近な古墳として整備する。 ・堺の魅力を伝える場、また地域の歴史文化・自然学習の場として活用する。
史跡百舌鳥古墳群保存活用計画（令和5（2023）年3月策定）	
大綱	○史跡の本質的価値を確実に守り、後世に継承する。 ○史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々が身近で親しみやすい史跡をめざす。
基本方針 整備の	○史跡の本質的価値の構成要素を良好な状態で後世へと確実に継承するため、必要に応じて整備を推進する。 ○調査で得られた成果が実感できるような整備を段階的に行い、古墳の公開をめざす。 ○古墳群としての一体性が理解できるよう、古墳相互間の地形やそれら環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす。

②本計画の基本理念と基本方針

第1期計画策定後、本史跡の一部が世界遺産に登録され、構成資産の整備では史跡の本質的価値に加え、世界遺産の顕著な普遍的価値の保全の観点も付加されることとなった。また、人口減少を前提とした持続可能な整備や整備後の管理・運営が求められるなど、今後はますます整備への市民参画が重要となる。

そこで、本計画では第1期計画の基本理念と基本方針を継承しつつ、世界遺産の構成資産を含むことや整備には住民に限らず多くの人々の支えが必要であることから、保存活用計画の基本方針に基づき、整備の基本理念と方針を次のとおり設定する。

【基本理念】

- 人類共通の文化遺産として史跡百舌鳥古墳群の保存と公開・活用を進める。
- 史跡の価値を体感できる整備と活用により、人々が身近で親しみやすい史跡をめざす。

【基本方針】

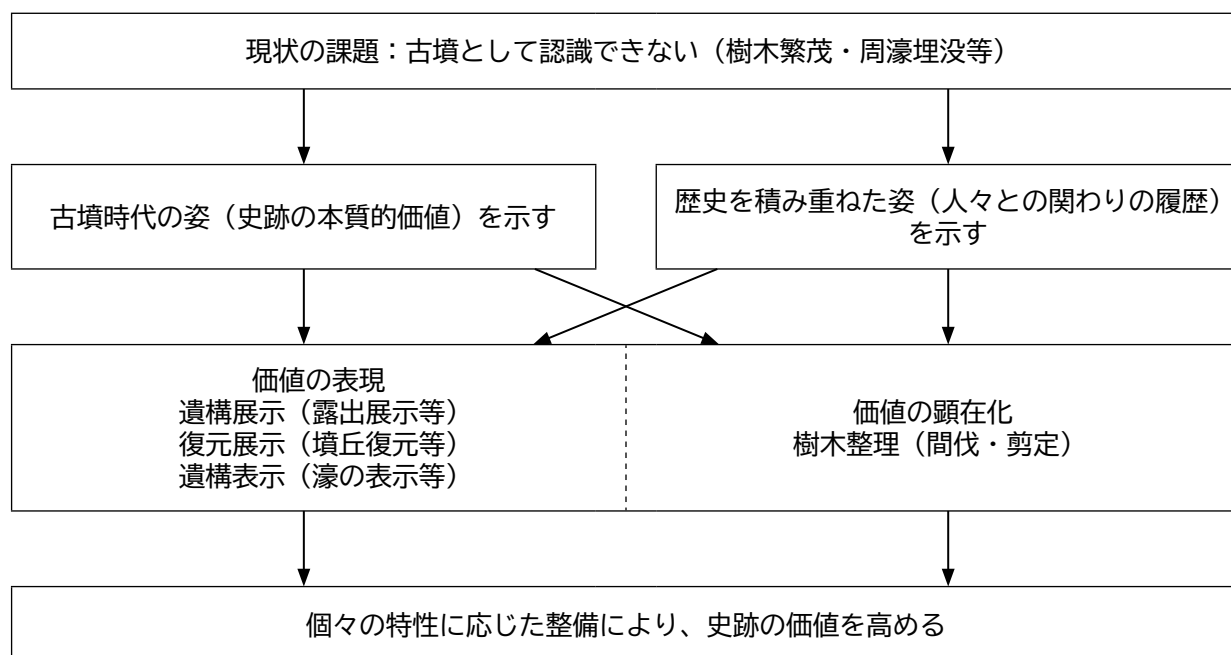
- 史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に後世に継承する。
 - ・適切な遺構の保存処置や損壊対策を含めた保存整備を行う。
 - ・整備や修復のための調査研究を深め、その成果に基づき史跡の本質的価値をわかりやすく伝える整備を行う。
 - ・世界遺産の構成資産の古墳は、世界遺産の価値を損なわない整備を行う。
- 古墳の存在感を高め、様々な形や規模の古墳が密集する本古墳群の特徴を示す景観を形成する。
 - ・墳丘上の樹木整理や周辺整備により、古墳の稜線や古墳の連なりを明確にし、地形や環境が連続的に眺望できる整備を行う。
 - ・周囲の環境に配慮しつつ、サインは古墳群のまとまりを伝えられるようデザインを統一し、動線計画に基づいた来訪者にわかりやすい整備を行う。
- 公開・活用への市民参画を進めることにより、持続可能な整備を行う。
 - ・市民との協働や市民の意見を整備に反映させることにより、本史跡への愛着を高める。
 - ・本史跡への関心の有無に関わらない来訪契機を創出し、多くの人々に親しまれる整備を行う。
 - ・未整備の古墳も可能な限り、暫定的な公開を行いつつ、整備に向けた課題解決に取り組む。

(2) 全体計画と地区区分計画

本史跡の中には墳丘が樹木で覆われ、一部は削平されているなど古墳と認識することが困難なものもある。そこで樹木整理や墳丘の保存処置など保存のための整備を行った上で来訪者が本史跡の価値を正確に知り、理解を深めるための活用に向けた整備も行う必要がある。整備は群として統一された方針で進めるが、画一的な整備ではなく、本史跡の本質的価値を示す築造当時の姿や、長期間にわたる人々との関わりの履歴を示す現在の姿など、個々の特性を活かした多様な古墳の姿を整備し、本古墳群の価値を高めることが重要である。

なかでも本古墳群の中央に位置する大仙公園は、仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳と接するだけでなく様々な形や規模の古墳を内包している。公園内の谷状旧地形に沿って並ぶ古墳群は、整備によって古墳が連なる景観を創出し、来訪者に史跡の本質的価値を目に見える形で示すことが可能である。したがって大仙公園内の史跡では、古墳に不要な要素を除去し、墳丘を復元したり周濠を表示したり築造時の姿を示す整備を行い、来訪者が本史跡の価値を現地で体感できることをめざす。

一方で、住宅街に点在する古墳は、長期間にわたって人々の暮らしと共存してきた証左であり、現在の姿は人々との関わりの履歴を示すものとして重要である。また、住宅街における貴重な緑地空間を形成しているため、緑地としての役割にも配慮する必要がある。したがって、住宅街に点在する古墳は、周辺住宅のプライバシーを配慮しつつ間伐や剪定によって古墳の存在感を高めることをめざす。



整備の方向性

第5章 整備基本計画

(1) 遺構保存及び地形造成に関する計画

本史跡を確実に保存し次世代へ継承するため、各古墳の状況に応じて適切な遺構保存を行う。本古墳群全体の共通方針として、遺構ごとに保存の方針を定める。

ただし、遺構の種類に関わらず、遺構が地表に表出している場合は、覆土による保存や薬剤塗布など保存処理を施し、遺構が地下に埋蔵されている場合は、発掘調査等により、遺構の状況を確認した上で、保存する。いずれの場合も保存処置を行った後は経年変化を観察し、必要に応じて改善する。

①墳丘・堤

遺構を損なう恐れがある傾斜木や高木は伐採するほか、墳丘が際立つよう樹林密度を調整する。雨水による墳丘の浸食を防ぐため、盛土や地被類を植栽する。植栽は、根が地中深く入り込まず、草丈が長大にならない種類の在来種のほか維持管理が容易な人工芝を検討する。盛土や植栽が困難な場合は、土砂と化学繊維を組み合わせた工法によって墳丘を保存するなど、状況に応じて適切な工法を採用する。

地形造成は表土流出を防ぐため、雨水処理に伴う適度な造成を行う。雨水は既存の排水施設へ集水するための水勾配を確保しつつ、必要に応じて新たな排水施設を設置して処理する。ただし、新施設は耐久性等を考慮した上で、透水性が高いものを選択し、最小限の造成にとどめる。

②周濠

滞水している場合は墳丘の浸食を防ぐため、景観に配慮しつつ護岸を設置し、水位や水環境を適切に管理する。水位や水環境の管理には必要に応じて、遺構に影響がない範囲で給水用井戸の設置や排水施設の設置改修を行う。第1期計画策定後、いたすけ古墳に給水用井戸を設置し、御廟山古墳では余水吐を改修した。これらの適切な維持管理はもとより、設置後の水質や浸食等の濠への影響確認を続ける。



竹木伐採（いたすけ古墳）



給水用井戸（いたすけ古墳）

(2) 遺構の表現に関する計画

本史跡に対する正しい理解を促すため、本史跡の価値を古墳の状況に応じてわかりやすく遺構を表現する。遺構の表現手法には、遺構を露出して展示する遺構展示や遺構を平面的に表示する遺構表示、遺構を盛土等で復元する復元展示がある。いずれの場合も遺構保存を前提とし、調査成果を根拠にして、再現性、整備費、耐久性を考慮し誤解を与えないように実施する。その際は遺構検出位置と保存措置は確実に記録する。

復元展示は元の状態に復旧できるよう可逆的な工法を採用し、世界遺産構成資産は遺産影響評価（HIA）を実施する。

遺構表現はハード整備だけでなくデジタル技術を活用し、発掘調査時のデータへのアクセスや古墳を体感できるように工夫する。遺構の種類ごとの表現方針は次のとおりとする。

①墳丘

- ・墳丘全体に盛土を施し、その上面で調査成果に基づき、遺構の復元、展示、表示を行う。
- ・人為的な削平等による損壊部分は、盛土で補い修復する。
- ・削平が著しく築造当時の姿が復元できない場合は、その形や規模を平面的に表示する。

②埋葬施設

- ・露出展示は工法試験調査の結果を十分精査し検討した上で展示に耐えうると判断される場合に、覆屋設置や適切な保存処理等の保護処置を図った上で展示する。
- ・復元展示する場合は、調査成果に基づき復元する。復元に用いる素材は、仕上がりの質感や重量感、耐久性等に留意する。
- ・遺構表示する場合は、遺構保存した盛土上に舗装や植栽、遺構の写真を焼き付けた陶板、模型等を設置するなどしてその範囲を平面的に実物大で表示する。

③葺石

- ・露出展示は工法試験調査の結果を十分検討し、保存処理後に行う。
- ・復元展示する場合は、遺構保存した盛土上に石を用いて、調査時の姿を再現する。
- ・遺構表示する場合は、植栽や舗装材の色彩等で葺石の範囲を表示する。

④段築及びテラス

- ・復元展示や遺構表示する場合は、調査によって段築の範囲を明確に把握し、墳丘全体をどのようにテラスが巡っていたかを明らかにした上で、植栽、舗装材の色彩等で復元、表示する。

⑤埴輪列

- ・復元展示する場合は、遺構保存した盛土上に埴輪のレプリカを設置する。
- ・埴輪の位置を表示する場合は、植栽や舗装材の色彩、レプリカの埋め込み、陶板等で位置を表示する。

⑥周濠

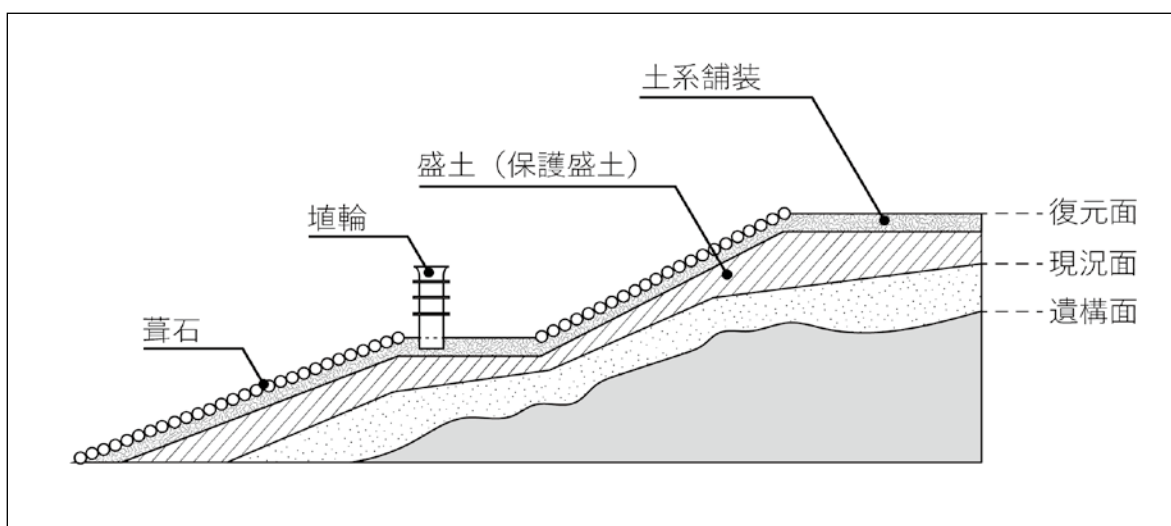
- ・復元展示する場合は、安全性に配慮し、遺構保存した盛土上に周濠の幅や深さを立体的に復元する。
- ・現在埋没している周濠を表示する場合は、植栽や舗装材の色彩等で平面的に形と規模を表示する。

⑦堤

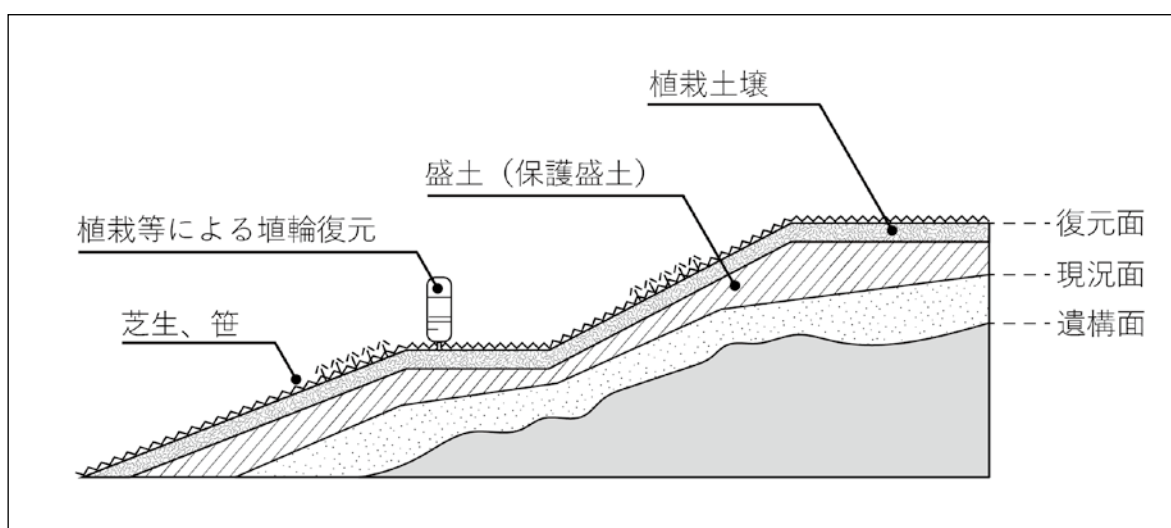
- ・復元展示する場合は、堤の規模や高さを盛土等で立体的に復元する。
- ・遺構表示する場合は、植栽や舗装材の色彩等で平面的に形と規模を表示する。

⑧その他の遺構（造り出し等）

- ・復元展示する場合は、工法を十分検討し、規模や構造を立体的に復元する。
- ・遺構表示する場合は、植栽や舗装材の色彩等で平面的に形と規模を表示する。



墳丘復元の断面イメージ（復元面：埴輪・葺石）



墳丘復元の断面イメージ（復元面：地被類）

(3) 植生・植栽に関する計画

本古墳群は「緑の基本計画」において、堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアとして位置付けられるなど、本市の緑を代表する重要な役割を担う。一方で本史跡は広範囲に分布するため、立地条件によって緑の性格は異なる。そのため、植生・植栽は、まず本古墳群全体としてめざす緑の方針を立地ごとに設定し、大仙公園内に立地する古墳は「大仙公園基本計画」のエリアごとの方針に則って実施する。「大仙公園基本計画」では、古墳が点在するエリアで、点在する古墳の連続性や雄大さを感じられるように「開けた空間」と四季の変化を体感しながら巡ることができる「疎林の空間」を創出する方針が定められている。

各古墳の植生・植栽の管理は、保存活用計画に基づき実施するが、整備に伴う植生・植栽については遺構保存と眺望確保、人々を古墳に惹きつける演出としての指針を定める。

①古墳群全体－立地別の方針

立地別植生・植栽方針

大仙公園に立地		住宅街に立地
古墳群を核とした堺らしい緑		身近な地域の緑
開けた空間	・墳丘は落葉広葉樹を主体とする明るい林床の疎林とする ・周辺は芝生主体とする	・周辺の住環境と調和を図る ・墳丘は落葉広葉樹を主体とする明るい林床の疎林とする ・住宅との隣接部は常緑広葉樹を植栽する
疎林の空間	・墳丘は地被類等を植栽する ・周辺は低木を避け、樹木密度を調整し、疎林越しに墳丘を際立たせる	

②各古墳の共通方針

[遺構保存]

- ・新たな植栽は十分な保護層を確保した上で行う。導入種は古墳時代の植生になじむ花木、あるいは地域の気候風土に適合した在来種の利用に努める。
- ・根が深く入り込むなど遺構に影響を及ぼす樹木や倒木の恐れがある危険木、竹、特定外来生物は除去する。保護層が確保できる場合は抜根するが、確保できない場合は地際での伐採にとどめる。
- ・表土流出を防ぐため、地被類育成を行う。

[眺望確保]

- ・適切な植生管理（間伐・剪定・除草）により、墳丘を顕在化させる。

[古墳演出]

- ・四季の変化に富んだ風景や固有の風致を楽しめるように、古墳に彩りを添え、人々を惹きつける植栽を行う。
- ・緑陰の確保、周辺の建築物や工作物の遮蔽、裸地の緑化等のため必要に応じて植栽を行う。

(4) 公開・活用及びそのための施設に関する計画

① ガイダンス施設

本史跡の本質的価値に対する理解を深め、情報を発信するガイダンス施設は大仙公園内の堺市博物館と百舌鳥古墳群ビジターセンターを活用する。巨大前方後円墳に挟まれ、様々な形や規模の古墳が密集する大仙公園の立地を活かした両施設を見学することによって、効果的に本古墳群について学ぶことができる。

両施設はいずれも本古墳群の価値について解説し、普及啓発活動を行うものであるが、施設の特質に応じて役割は異なる。役割分担と機能を明確にした上で連携によって相互利用を高め、本史跡に対する理解をより深めることをめざす。

なお、堺市博物館は、施設・設備の改修が必要となっており、本市の所蔵美術作品等や文化財の収蔵施設等が分散しているといった課題を踏まえ、(仮称)堺ミュージアムの設置を検討しているが、新施設においても本古墳群のガイダンス機能に変更はない。

ガイダンス施設一覧

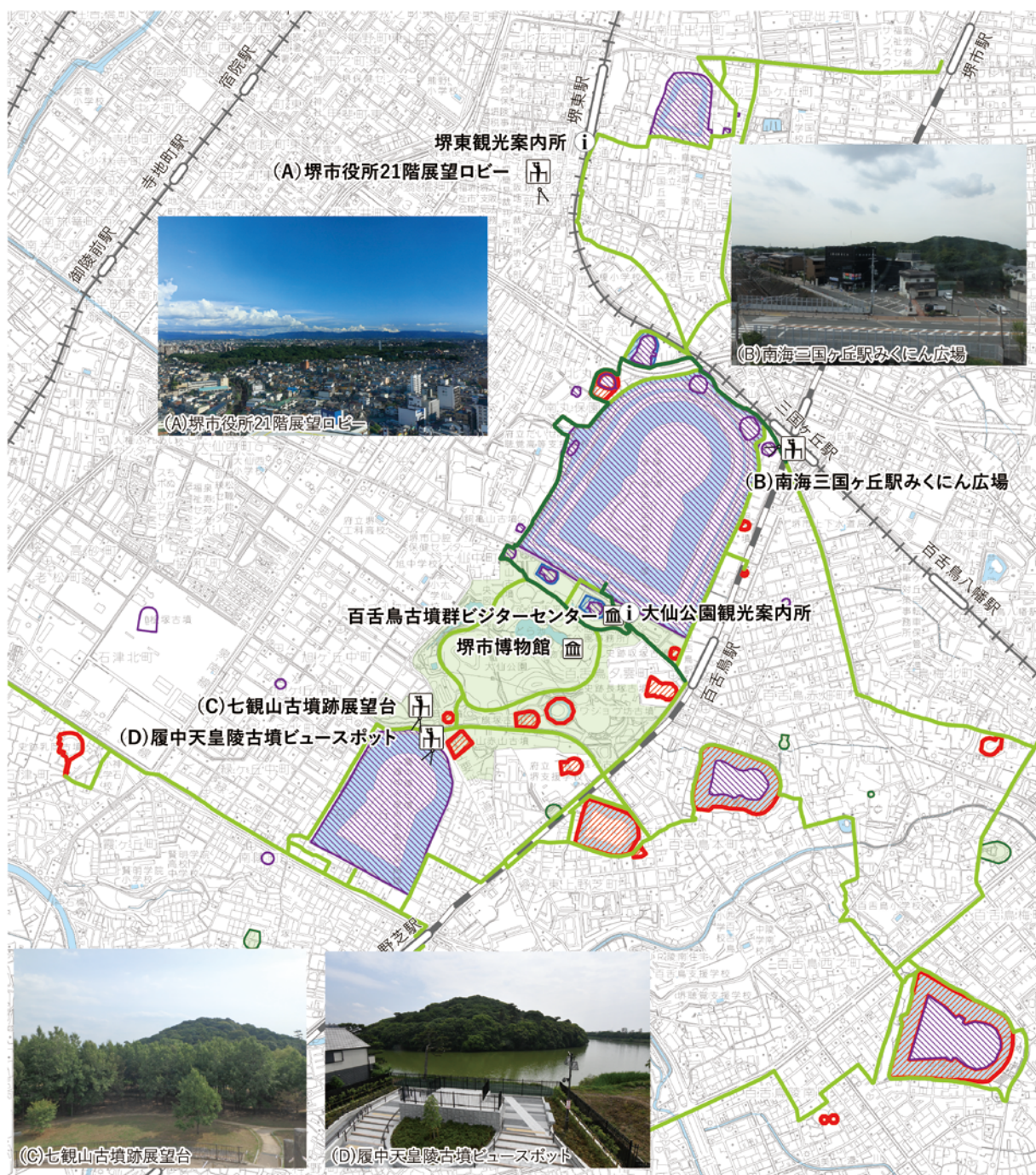
	堺市博物館	百舌鳥古墳群ビジターセンター
面積	敷地面積：16,416.69m ² 建築面積：3,682.53m ² 延べ床面積：6,371.18m ²	敷地面積：2,187.26m ² 建築面積：589.19m ² 延べ床面積：477.59m ²
建築年	昭和55(1980)年、令和3(2021)年一部リニューアル	平成元(1989)年、令和3(2021)年改修後開館
公開域内の区域割	有料ゾーン(古代～近世・近代、祈り・祭り、企画展会場、パネル展示室)、無料ゾーン(百舌鳥古墳群シアター、百舌鳥古墳群展示コーナー(休憩コーナー)、体験学習コーナー)、イベントゾーン(ホール、学習室)	展示コーナー、シアター、物販コーナー、観光案内所
休館日 開館時間 入館料	月曜日(祝・休日の場合は開館)、年末年始 午前9時30分～午後5時15分 一部無料	年末年始 午前9時～午後6時 無料
共通機能	本古墳群に関する展示、普及啓発	
役割分担	実物資料を通し、本古墳群や古墳文化への理解を深める学習施設 ・資料の収集、保存、公開及び研究 ・本市の通史、民俗等の展示 ・出土品(実物資料)等の展示 ・陶器窯跡群や大塚山古墳など本史跡と関連する遺跡出土品の展示 ・体験学習会の開催 ・博物館ボランティアによる説明	本古墳群を知る入門施設、本古墳群を含む市内周遊を促す拠点施設 ・世界遺産の価値に対する理解促進、情報発信 ・本古墳群周遊や市内周遊の促進
動線上の位置付け	・仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳を結び、様々な形や規模の古墳が密集する動線上に立地	・周遊起点のJR百舌鳥駅や大仙公園駐車場から仁徳天皇陵古墳拝所に至る動線上に立地 ・仁徳天皇陵古墳と周囲の中小古墳を周遊する動線上に立地

②眺望施設

墳丘の形や規模が多様な本古墳群を眺望することは、本史跡の本質的価値を視覚的に理解する上で重要である。また、市街地で眺望を確保することは困難であるが、下記施設のほか、本古墳を眺望できるガス気球の整備を進めている。

眺望施設一覧

	施 設	概 要	
A	堺市役所 21 階展望ロビー	地上 80m	9：00～21：00 年中無休 平成 3（1991）年竣工
B	みくにん広場 （南海高野線三国ヶ丘駅駅ビル屋上公園）	地上 12m 約 640m ²	9：00～18：00 年末年始休園 平成 26（2014）年開設
C	七観山古墳跡展望台 （大仙公園内）	地上 8m 約 60m ²	見学自由 平成 15（2003）年開設
D	履中天皇陵古墳ビュースポット （大仙公園内）	地上 2.2m 約 350m ²	見学自由 平成 29（2017）年開設



凡例

- 国史跡指定古墳
- 国史跡指定古墳(世界遺産構成資産)
- 市史跡指定古墳(世界遺産構成資産)
- 陵墓
- 陵墓(世界遺産構成資産)
- 国史跡未指定古墳(陵墓以外)
- 大仙公園

- メイン周遊路
- 周遊路
- 公開活用施設
- i ガイダンス施設
- i 案内情報施設
- T 眺望場
- < 眺望方向

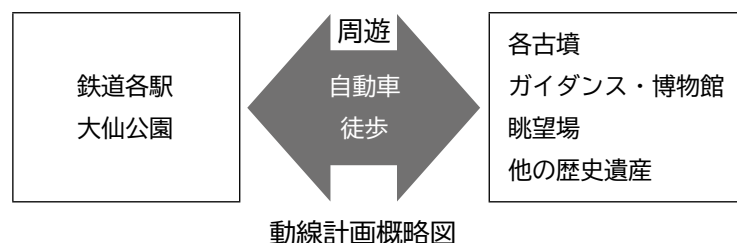


0 500 1,000 m

公開・活用施設計画図

(5) 動線計画

本古墳群の本質的価値への理解を深め、満足が得られるような動線を①百舌鳥古墳群内の周遊ルートと②各古墳内の見学ルートに分けて検討する。



①百舌鳥古墳群内の周遊ルート

周遊ルートは滞在時間や体力に合わせて選べるよう3コース設定し（A～C）、古市古墳群と表裏一体のウォーキングマップとして周知しているほか、周遊サインを設置している。

本計画ではこれらのほか、本古墳群の特徴をストーリーとして活かし、本古墳群全体を巡るルートについても設定する（D～F）。

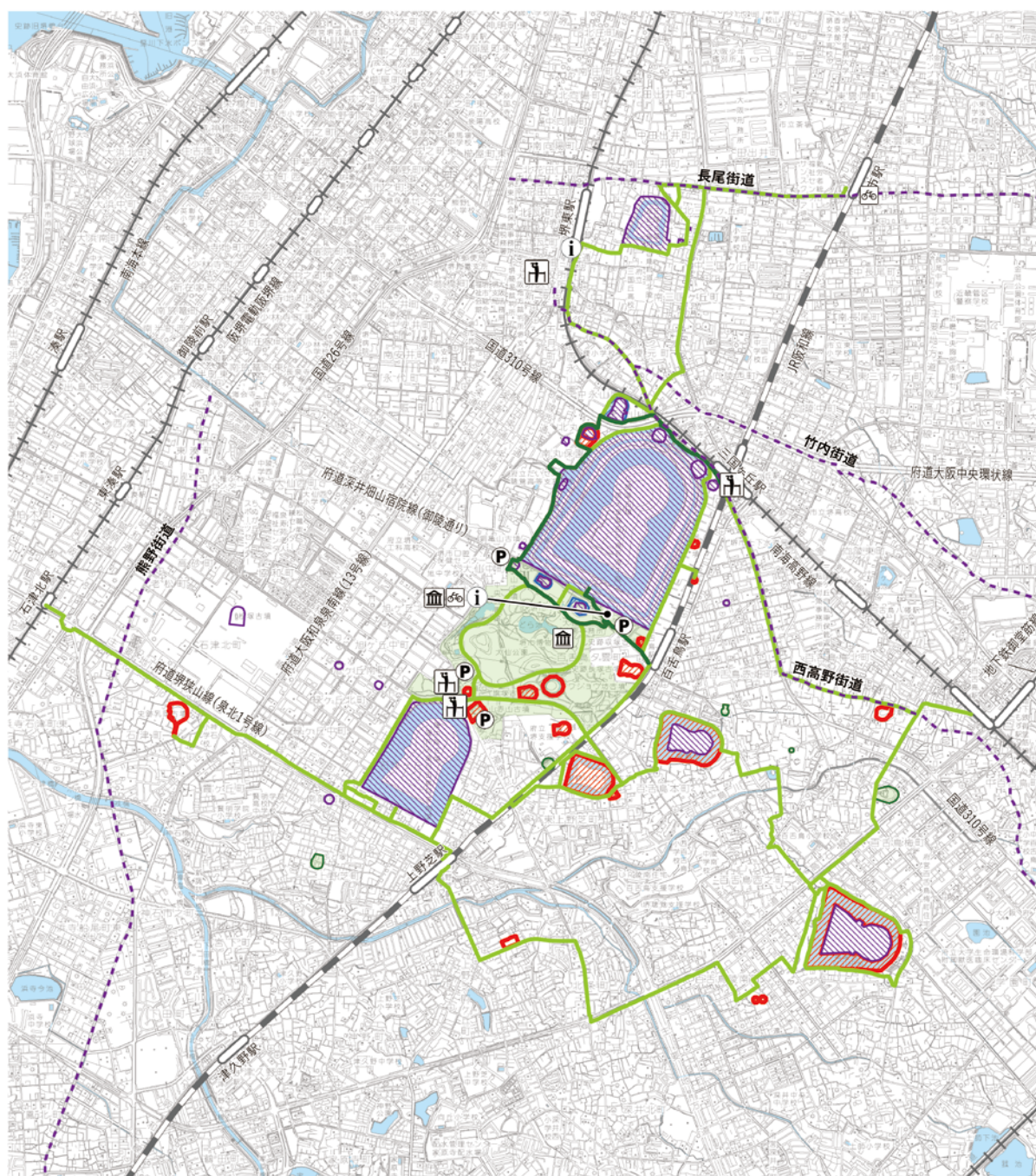
周遊ルート一覧

		コース名	距離	所要時間	見学する主な古墳
既存	A	百舌鳥古墳群を歩きその歴史を学ぶ (健脚向けコース)	約 5.2 km	約 3 時間	反正天皇陵古墳, 丸保山古墳, 竜佐山古墳, 仁徳天皇陵古墳, 収塚古墳, 長塚古墳
	B	仁徳天皇陵古墳と大仙公園を歩く (クイックコース)	約 3 km	約 1.5 時間	長塚古墳, 収塚古墳, 孫太夫山古墳, 仁徳天皇陵古墳, 竜佐山古墳, 丸保山古墳
	C	ビューポイントをめぐる百舌鳥古墳群 (撮っておき！コース)	約 7.5 km	約 3 時間	収塚古墳, 旗塚古墳, 寺山南山古墳, いたすけ古墳, 御廟山古墳, ニサンザイ古墳
新規	D	古墳群の成立と終焉の様相を学ぶ (古墳群縁辺を歩く)	約 7.5 km	約 3 時間	乳岡古墳, 履中天皇陵古墳, 文珠塚古墳, 正楽寺山古墳, ニサンザイ古墳, 御廟表塚古墳
	E	古墳群の最盛期の様相を学ぶ (大仙公園と二大古墳を歩く)	約 3.7 km	約 2 時間	銭塚古墳, グワシヨウ坊古墳, 寺山南山古墳, 履中天皇陵古墳, 仁徳天皇陵古墳, 竜佐山古墳, 孫太夫山古墳
	F	古墳本来の姿を学ぶ (周濠をもつ古墳を歩く)	約 4.5 km	約 2 時間	御廟山古墳, いたすけ古墳, 履中天皇陵古墳, グワシヨウ坊古墳, 旗塚古墳, 寺山南山古墳

②各古墳内の見学ルート

墳丘全体を公開する古墳では、墳丘裾から墳丘上まで必要に応じて園路を設置する。園路を設置する場合は、来訪者の安全を確保するための階段や手すりを設置する。ただし、世界遺産の構成資産となっている古墳では、墳丘上に古墳時代になかった施設を設置することは、世界遺産登録の条件である真実性に影響を与える恐れがあるため、慎重に設定する。

住宅地が隣接する古墳では、住民のプライバシー保護を図りながらルートを設定する。墳丘の昇降以外はバリアフリーとし、多くの人が安全かつ円滑に移動できるようルートを設定する。



凡例

- 国史跡指定古墳
- 国史跡指定古墳(世界遺産構成資産)
- 市史跡指定古墳(世界遺産構成資産)
- 陵墓
- 陵墓(世界遺産構成資産)
- 国史跡未指定古墳(陵墓以外)
- 大仙公園

- メイン周遊路
- 周遊路
- 旧街道
- 公開活用施設
- ガイダンス施設
- 案内情報施設

- 眺望場
- 便益施設
- レンタサイクル
- 駐車場



動線計画図

(6) 案内・解説施設に関する計画

来訪者を各古墳へ安全かつ円滑に誘導するサインや、本古墳群全体又は各古墳についての情報をわかりやすく提供する解説板は、来訪者が本史跡に対する理解を深めるために不可欠であると同時に周辺住民に本史跡に対する理解を求める上でも重要である。

本計画では、各種のサイン・解説板を下記のとおり類型化し、設置に関する共通方針は次のとおりとする。

- ・古墳の眺望を妨げることをないよう景観に配慮する。
- ・適宜内容を更新できるよう、板面は取り替えが容易な仕様とする。
- ・こどもや外国からの来訪者に対して、わかりやすい表現に努める。
- ・デザインは諸計画と整合を図り、統一したユニバーサルデザインを採用する。
- ・移動距離や時間、見学のための所要時間を示すなど内容を工夫する。
- ・世界遺産の構成資産では世界遺産を表示する。

サイン・解説板の種類

サイン・解説板の種類	役割・機能	設置位置
百舌鳥古墳群総合解説サイン	本古墳群の概要を解説 周辺の見どころや周遊ルートの提示	各駅前広場や駐車場など周遊の 起点 ガイダンス等拠点施設
百舌鳥古墳群平面模型	本古墳群の立地や周辺環境を解説	JR 百舌鳥駅前広場
名称表示サイン	古墳の名称を表示 史跡の標柱石	各古墳エントランス
各古墳総合解説サイン (解説板) *	規模や構造、調査成果など各古墳の 解説	各古墳エントランス
遺構解説サイン	遺構の名称や規模、構造を解説 発掘調査状況を明示	周濠や造り出し等の遺構
眺望解説サイン	古墳群としての景観を解説	墳頂部や周遊ルート上の眺望場
誘導サイン	各古墳や施設への誘導	
注意札	火気の使用制限や史跡保全に関する 禁止事項を明示	

*本文中では「解説板」を使用

第1期計画策定後、名称表示サインや解説板は設置したが、百舌鳥古墳群総合解説サインや百舌鳥古墳群平面模型は未設置である。これらも適所に配置する。

解説板は世界遺産百舌鳥・古市古墳群として古市古墳群と共通のデザインを採用した。形態は眺望に配慮し、多くの古墳で高さを抑えた斜型を採用したが、縦型に比べて汚れやすく劣化が早いなど、維持管理上の課題が多い。今後は眺望に影響がない所では縦型を選択するなど、設置場所の状況に応じ選択する。



名称表示サイン



解説板（斜型）と標柱石



解説板（縦型）



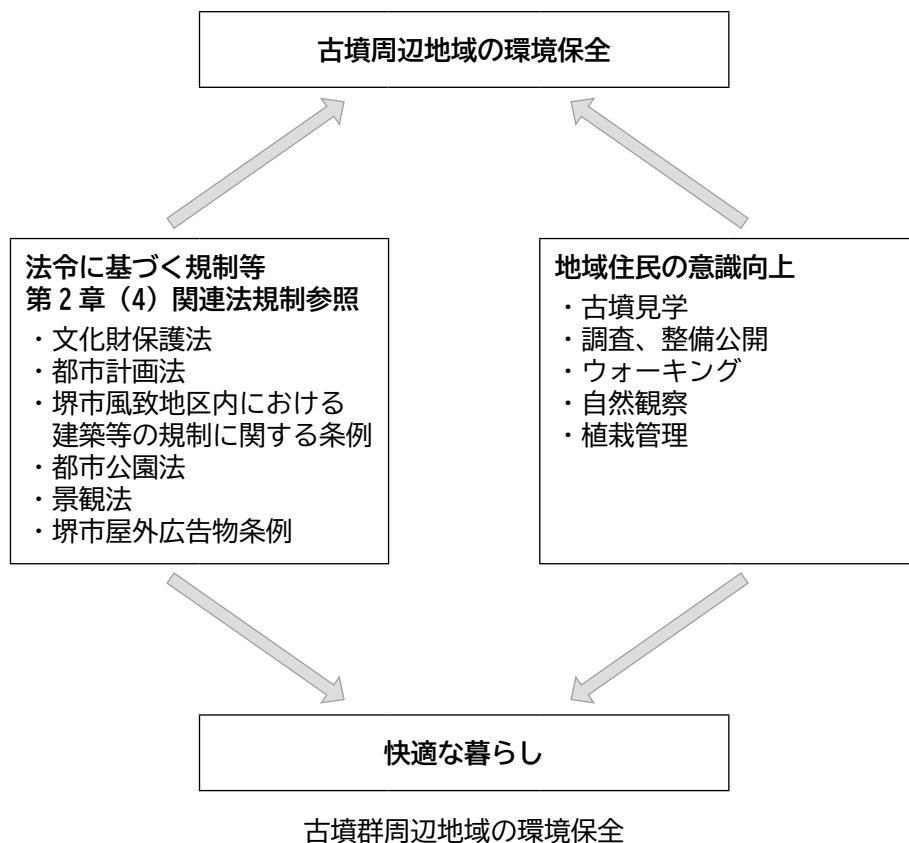
誘導サイン

(7) 周辺地域の環境保全に関する計画

古墳の存在感を高め、本古墳群と調和した景観を形成するためには、周辺地域の環境保全が必要不可欠である。周辺地域の範囲は、本史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。なお、大仙公園等の広域な公有地内にある古墳では、隣接する古墳を見通すことができる範囲とする。

周辺地域では、都市計画法や景観法、堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例等に基づき、緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成や環境の保全を図る。

将来にわたってよりよい環境を保全するには、地域住民の環境保全に対する意識の向上と協力が欠かせない。そのためには、古墳の価値を知ることによって、住民自らが住環境との調和を図りつつ、地域の誇りにふさわしい環境形成の担い手となって共生することが重要である。第1期計画策定後、地域住民と公開範囲や方法を協議しながら、古墳の公開イベントを実施している。今後も地域住民が本史跡の価値を理解し、環境保全に取り組む契機となるような取組を進める。



(8) 管理・運営に関する計画

本市が所管する本史跡は世界遺産課や公園部局が管理しているが、歴史文化資源を活かした都市の活性化を積極的に進めるため、整備及び整備後の管理・運営は庁内関連部局との連携をさらに緊密にして取り組む。

緊急・臨時的な維持管理では、強風や大雨等の自然災害により発生した斜面崩落や倒木の処理等が挙げられる。このような災害が発生した場合、人命を第一とした安全管理に努め、遺構の早急な現状復旧をめざす。

将来にわたって良好な状態で本史跡を管理するためには、前項の環境保全計画と同様に地域住民の本史跡に対する理解や愛着心、誇りが不可欠である。日常的な関わりが想定される住民と協働で本史跡を管理することは、住民が本史跡を身近に感じ愛着を深める契機の一つとして重要である。例えば施設や工作物の保守管理は、行政が主体となって取り組むが、清掃活動や植栽管理、巡視や点検等は行政と住民が協働で行うことも可能である。そこで、地元自治会等との連携を深め、住民が持続可能な形で管理に参加できる体制構築に取り組む。現在、周辺の自治会や地域団体等による古墳の清掃活動や地元高校生による濠の水質浄化活動が行われており、このような活動の継続と発展をめざす。

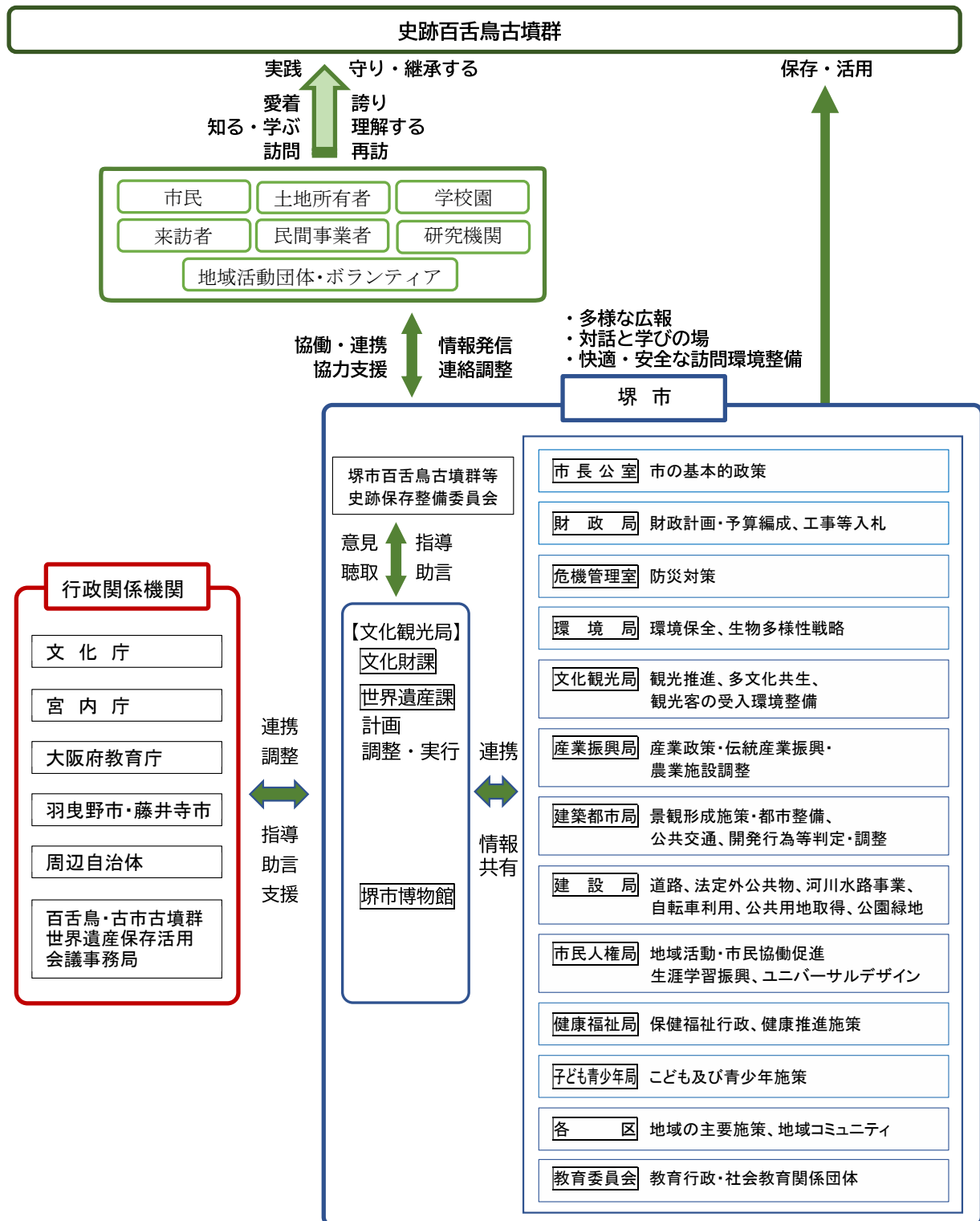
また、地域住民に限らず本古墳群の継承を支える人を増やすため、「(10) 公開・活用に関する計画」に示すとおり、多くの人々に本古墳群を訪れ、その価値を知ってもらう取組を進める。

歴史・文化の保存・活用に係る団体一覧

団体名	活動内容	発足年	会員数
NPO 法人堺観光ボランティア協会	観光ガイドのほか、観光スポット等の点検や清掃協力。本市事業への協力、学校との連携や研修の実施。 本古墳群ガイド件数（令和5（2023）年：157件 44,969人、令和4（2022）年：186件 42,709人）	平成7（1995）年	230名
世界遺産 百舌鳥・古市古墳群を応援する堺市民の会	本古墳群を次世代に守り伝えるため、価値や魅力の発信。 本市・企業と共催したイベント開催。 PRグッズの販売等。	平成27（2015）年	・個人 41,602名 ・法人 200
仁徳陵をまもり隊	古墳の清掃美化活動。仁徳天皇陵古墳の外濠、外堤及び園路の清掃（2回程度／年）	平成18（2006）年	各回約300名参加



「仁徳陵をまもり隊」による清掃活動



管理・運営関係者体制図

(9) 関連文化遺産等との有機的な整備活用に関する計画

本市は歴史文化資源に恵まれ、本古墳群以外にも数多くの文化財がある。特に本古墳群周辺の文化遺産と組み合わせ包括的な活用を促すことは、歴史豊かな本市の魅力をさらに高める上で重要である。

本史跡と周辺の文化遺産を包括的に活用するため、周遊マップやサイン等で文化遺産の位置を示して周遊を促す。本史跡と組み合わせたウォーキングや講演会等によって古墳以外の伝統や文化遺産にも触れ、本市の重層的な歴史を体感できるよう情報を発信する。

また、「世界遺産百舌鳥・古市古墳群」として、古市古墳群と連携し、古墳群の価値を広く伝えて文化財保護に取り組む。

■市内の文化遺産

①周辺の古墳時代の遺跡

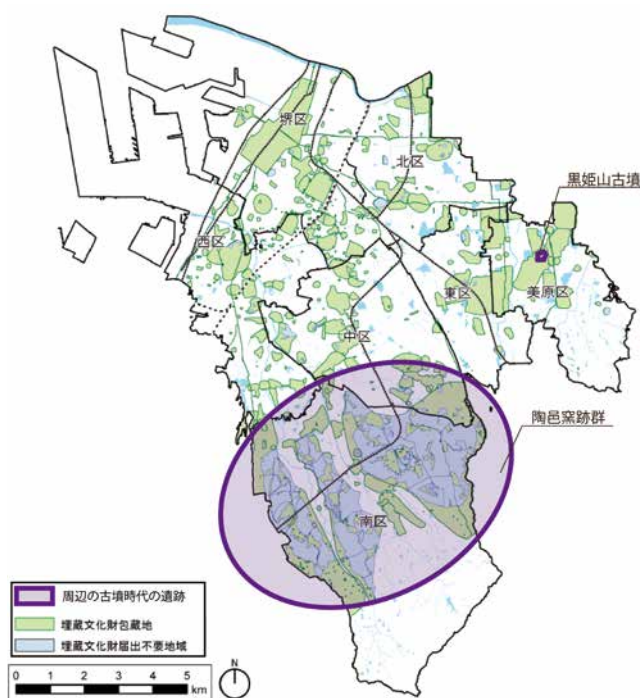
本古墳群ではかつて100基以上の古墳が築造されたが、現存する44基のうち23基の陵墓を除き、本史跡には19基が指定されているにすぎない。本史跡の周囲には仁徳天皇陵古墳等の陵墓や定の山古墳等の未指定古墳、大塚山古墳等のすでに消滅した古墳、また古墳だけでなく大仙中町遺跡や百舌鳥梅町窯跡など古墳の築造を支えた集落や工房と考えられる遺跡があり、これら全てが古墳を生み出した社会を理解する上で重要である。

一方、泉北丘陵には、古墳時代から平安時代までの約500年間に1000基以上ともいわれる須恵器窯が築かれた陶邑窯跡群があり、出土した須恵器は重要文化財に指定されている。窯業生産遺跡としてわが国最古・最大級の規模を誇る陶邑窯跡群は、同時代にわが国最大級の古墳が築造された本古墳群と密接な関わりをもつ。

また、美原区にある史跡黒姫山古墳は、5世紀中頃に築造された前方後円墳である。鉄製甲冑等が大量に出土し、築造時期が本古墳群と重なるなど、本古墳群と合わせて本市の古墳時代の様相を示す遺跡である。堺市立みはら歴史博物館や堺市立史跡黒姫山古墳歴史の広場ガイダンス施設等も含めて本古墳群と同時代の遺跡についても情報発信に努め、相互理解が深まるように取り組む。



百舌鳥古墳群パネル展示
(黒姫山古墳歴史の広場ガイダンス施設)

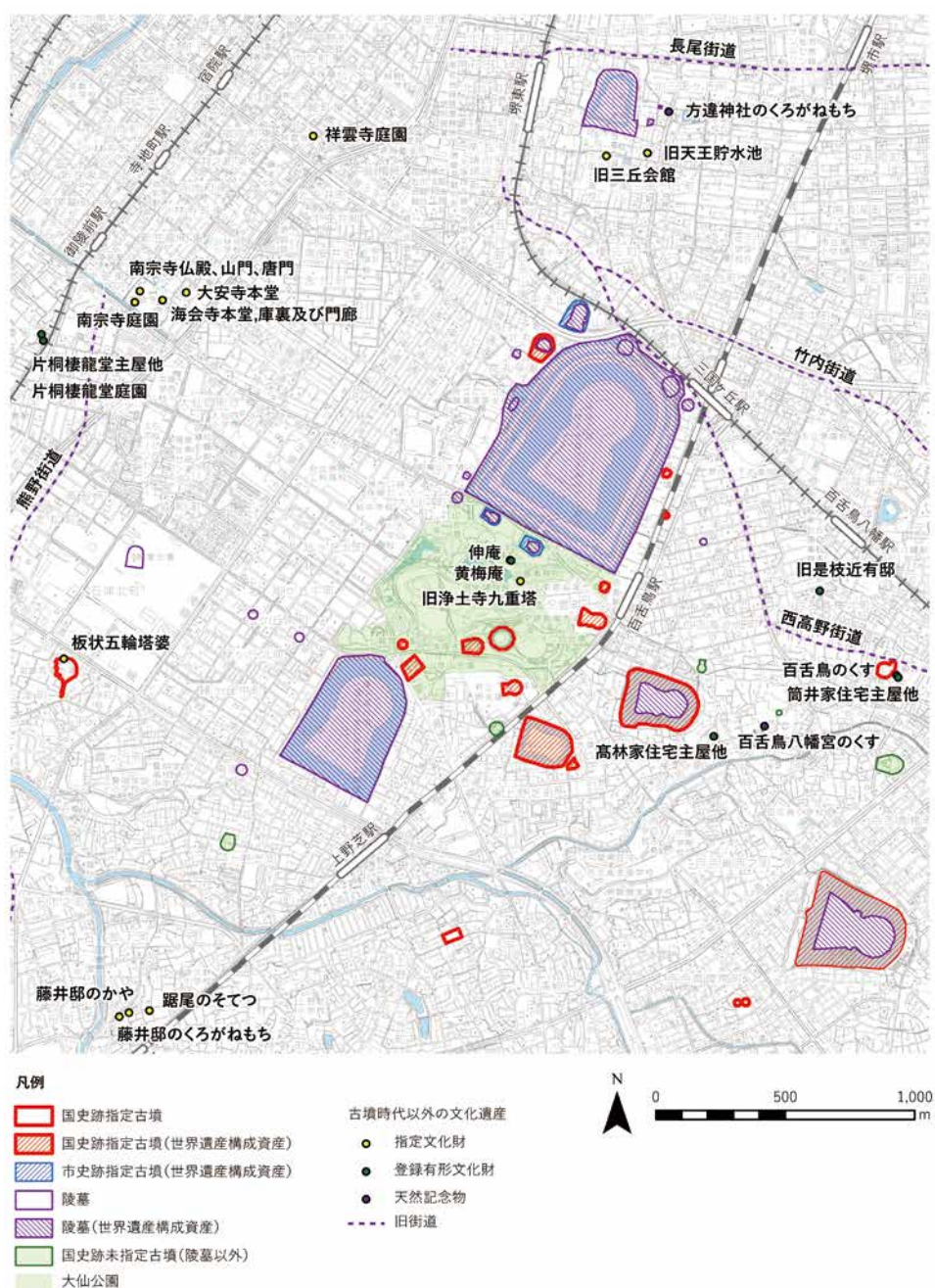


古墳時代の遺跡位置図

②周辺の古墳時代以外の文化遺産

本古墳群とその周辺には、百舌鳥八幡宮や氏子の高林氏の居宅である高林家住宅（国指定重要文化財）があり、地域の人々によって月見祭等の祭礼や百舌鳥精進等の伝統行事が現在まで守り続けられている。

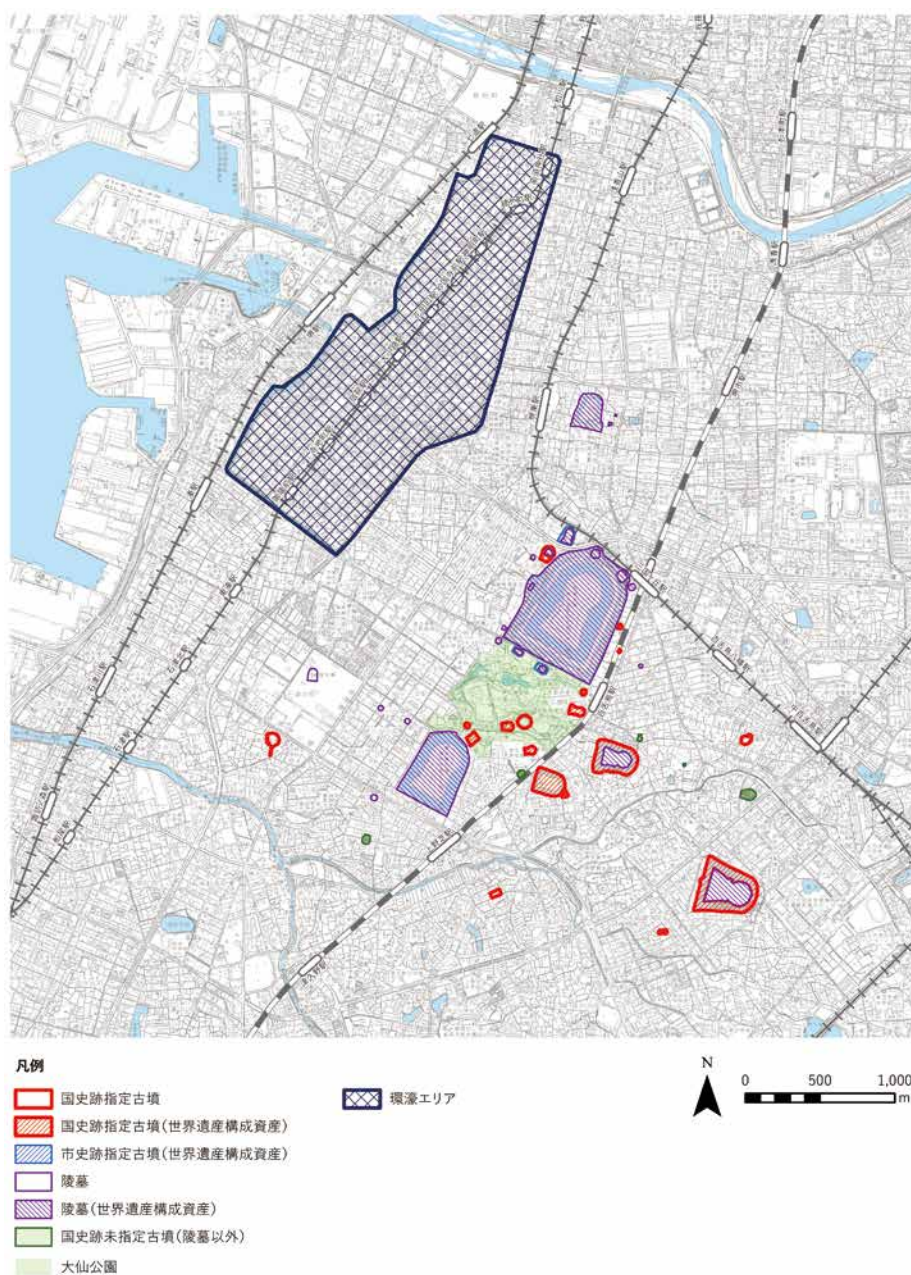
また、この区域には日本遺産である竹内街道や西高野街道など複数の街道が通る。西高野街道沿いには近世の新田開発で中心的な役割を果たした筒井氏の居宅である筒井家住宅（国登録文化財）があり、旧家と街道の風情を今に伝える。筒井家住宅前には百舌鳥のくす（府指定文化財）や御廟表塚古墳があり、歴史文化を体感できる場となっている。古墳を見学しながら、これらの文化遺産にも触れることができるよう周遊性を高めながら、街道を行き交った人々が見た各時代の古墳の姿に思いをはせるように案内する。



古墳時代以外の文化遺産位置図

③環濠エリア

環濠エリアは、堺市基本計画において重点戦略の施策の一つで大仙公園エリアと並ぶ二大誘客拠点に位置付けられている。また、堺市歴史的風致維持向上計画において環濠エリアは「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と並び重点区域に設定された本市を代表する歴史豊かな地域である。さらに、堺市景観計画においても同エリアを「堺環濠都市地域」として「重点的に景観形成を図る地域」に指定している。環濠エリアは中世自治都市を土台とし、近世以降に再整備された街区構成を現在も継承し、南宗寺や山口家住宅、大安寺等の重要文化財がある。また、刃物・線香に代表される伝統産業や住吉祭の神輿渡御が受け継がれている。環濠エリアは各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができるため、本古墳群と有機的に結び、本古墳群を訪れた人を環濠エリアへ、環濠エリアを訪れた人を本古墳群へ導くことは、本市の豊かな歴史を伝える上で重要である。



環濠エリア図

■市外の文化遺産

④古市古墳群

古市古墳群は本古墳群から約 10 km 東、藤井寺市から羽曳野市にかけて、東西・南北約 4 km の範囲に広がる古墳群である。国内第 2 位の墳丘長 425m を測る巨大前方後円墳の応神天皇陵古墳から、一辺 10m に満たない小型方墳まで 120 基を超える様々な形と規模の古墳で構成される。

このように古市古墳群は本古墳群と同様に古墳時代の最盛期である中期（4 世紀後半～5 世紀後半）に古代日本を代表する王墓が連続的に築造された古墳群であり、令和元（2019）年に本古墳群と「百舌鳥・古市古墳群」として世界遺産に登録された。

したがって、両古墳群を一体的な歴史文化資源として捉えて、古市古墳群と連携を強化する。特に各古墳の解説板やサイン等は各市の個性を活かしつつも共通の意匠を用い、両古墳群の来訪者が一つの歴史文化資源として認識できるように取り組む。

このようなハード面だけでなくソフト面でも連携の充実を図り、講演会や見学ツアーのような一体化したイベントを開催するなど、両古墳群の価値を広く伝える取組を進める。



百舌鳥古墳群 各古墳の解説板



古市古墳群 各古墳の解説板



みんなでもずふる 5 周年をお祝いしよう！
—世界遺産登録 5 周年記念—



世界遺産が導く縄文と古墳の協演
大阪フォーラム

(10) 公開・活用に関する計画

①公開

公開・活用のための整備は史跡指定地の公有化や調査成果の蓄積等、整備条件が整った古墳から順次実施する。未整備の古墳についても諸問題の解決に向けた取組を進めつつ、可能な限り暫定的な公開を行う。

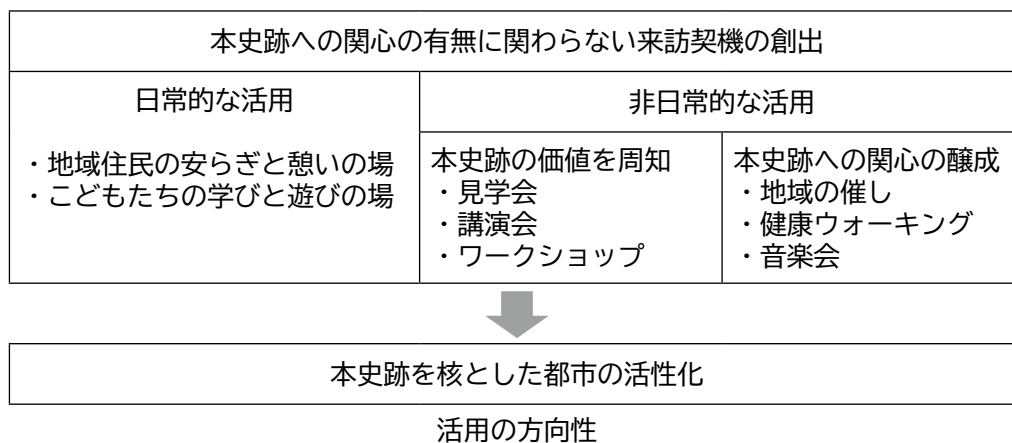
また、夜間の防犯対策として照明や防犯カメラ等を設置するなど安全な公開を図る。

②活用

本史跡を核とする都市の活性化を図るためには、多くの人々に本古墳群を訪れ、その価値を知ってもらうことが重要である。そこで本史跡を訪れる契機として、発掘調査や整備過程の公開、講演会、埴輪作成ワークショップなど本史跡の本質的価値と直結するものだけでなく、他の歴史文化資源と連携したイベントや健康ウォーキングなど様々なイベントを文化財担当部局のみならず、観光をはじめとする関係部局、地元自治会等と連携して企画し、これまで古墳への関心が低かった人々にも来訪を促す。

一方で非日常的な活用だけでなく、地域住民が日々の散歩などで本史跡を訪れることができるような快適な日常生活の場としての活用を進める。本史跡が歴史文化や自然を学ぶ場としてだけでなく、安らぎと憩いの場など多様な価値をもつ場として、地域の核となることをめざす。

またこどもたちは本史跡を未来へと伝える大切な担い手である。学校教育との連携は言うまでもなく、低学年のこどもも参加できる催しを企画し、古墳が学びと身近な遊びの場となるよう取り組む。



特別公開（長塚古墳）



古墳すごろくイベント

(11) 事業計画

本計画が対象とする古墳を取り巻く環境は多様であり、様々な課題がある。公有地の公園内に位置するものや、市街地にあり近隣住民の住環境に配慮を要するもの、公道からの接道範囲が狭小で整備や公開・活用が困難なもの、私有地にあり公有化や追加指定に時間を要するものなど古墳ごとに整備の諸条件が異なる。したがって整備は短期間に一律に実施するのではなく、周辺状況の変化に応じ、整備条件が整ったものから段階的に進める必要がある。

第1期計画では計画期間を3期に区分した。本計画では第1期計画の区分を踏まえ、第1期計画に基づき事業を実施した令和6（2024）年度までを第1期、本計画に基づき事業を実施する令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までを第2期、それ以降を第3期に計画期間を区分し、段階的に整備を進める。

保存に緊急性を要する古墳や公有化が進展し調査成果も蓄積しているなど整備条件が整っている古墳、世界遺産の構成資産、史跡の価値の理解に効果的な古墳を優先的に整備を行う。

第2期では第1期から整備事業を進めている寺山南山古墳の整備完了をめざすほか、JR百舌鳥駅周辺で都市計画道路事業が進行しているため、駅前にある収塚古墳の整備を検討する。第1期計画と同じく保存上緊急を要する整備や既存整備の修復、防災整備、仮整備等は適宜実施する。

第3期整備予定の古墳においても確認調査や追加指定等、整備に向けて諸条件を整える取組を進めつつ、可能な限り暫定的又は部分的な整備や公開を行う。諸条件が整い次第、計画を繰り上げて整備することも検討する。第3期については、第2期終了までに第3期整備基本計画を策定した上で事業を実施する。

整備事業の進め方

優先的に整備する古墳

- ・ 保存に緊急性を要する古墳
- ・ 整備条件（公有化の進展、調査成果の蓄積、周辺の状況変化）が整っている古墳
- ・ 世界遺産の構成資産である古墳
- ・ 整備効果（価値の理解促進）が高い古墳



整備事業		第1期整備	第2期整備	第3期整備以降
期間		平成30（2018） ～令和6（2024）年度	令和7（2025） ～令和16（2034）年度	令和17（2035）年度～
史跡百舌鳥古墳群	整備実施古墳	御廟表塚古墳	収塚古墳、寺山南山古墳	上記条件を踏まえて古墳を選定
	その他	解説板設置、周遊路整備、ガイダンス整備	総合解説板等整備	既存整備の大規模改修
		確認調査、追加指定、公有化、仮整備、保存のための緊急整備、既存整備の修復、防災整備等は適宜実施		

第2期整備対象の古墳

収塚古墳 世界遺産構成資産 立地：大仙公園

仁徳天皇陵古墳周囲の中小古墳の一つであり、発掘調査により帆立貝形古墳であることが明らかとなっているが、前方部は削平されている。前方部と周濠は平面表示をして広場として活用している。広場は JR 百舌鳥駅前であり、休日には様々なイベントも実施されている。本古墳群の主要な周遊拠点である JR 百舌鳥駅周辺では、都市計画道路事業や公園整備が計画されている。周辺事業の進捗に合わせて、本古墳群のメインエントランスにふさわしい整備を行う。

**寺山南山古墳** 世界遺産構成資産 立地：大仙公園

履中天皇陵古墳周囲の中小古墳の一つであり、発掘調査により造り出しをもつ2段築成の方墳であることが明らかとなっているが、2段目が削平され、本来の形が失われている。大仙公園内にあり、周辺では平成29(2017)年度に履中天皇陵古墳ビュースポットが整備され、史跡指定地の周囲も令和5(2023)年に公園整備が完了した。周囲には大型前方後円墳の履中天皇陵古墳や円墳の七観音古墳があり、整備によって様々な形や規模の古墳が密集する本古墳群の特徴を示す景観を形成することが可能である。また、仁徳天皇陵古墳周辺だけでなく、履中天皇陵古墳や大仙公園全体の周遊を促進させる整備を行う。



整備事業工程

事業	第 1 期		第 2 期		第 3 期
年度	平成 30 (2018)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)	令和 12 (2030)	令和 17 (2035)
古墳名	～ 令和 4 (2022)	～ 令和 6 (2024)	～ 令和 11 (2029)	～ 令和 16 (2034)	～
百舌鳥古墳群	周遊路整備 ガイダンス施設 整備 各古墳解説板 設置	第 2 期整備基本 計画策定	総合解説板設置 各古墳解説板更新検討 第 3 期整備基本計画策定		
	確認調査・追加指定・公有化・仮整備・保存のための緊急整備・既整備の修復 ・防災整備等は適宜実施				
いたすけ古墳＊	修景整備 (竹木伐採)				活用整備を検討
長塚古墳＊	修景整備 (高木伐採)				活用整備を検討
収塚古墳＊	修景整備 (高木伐採)		調査・追加指定・活用整備		経過観察
塚廻古墳＊	修景整備 (高木伐採)				活用整備を検討
文珠塚古墳	修景整備 (高木伐採)				活用整備を検討
丸保山古墳＊	修景整備 (高木伐採) 防災整備 (排水施設設置)	修景整備 (高木伐採) 堤保存工事・ 囲柵改修			活用整備を検討
乳岡古墳					活用整備を検討
御廟表塚古墳	防災整備 (排水施設設置) ・調査・測量 ・設計 修景整備 (高木伐採)	活用整備	経過観察		経過観察
ドンチャ山古墳					活用整備を検討
正楽寺山古墳					活用整備を検討
鏡塚古墳					活用整備を検討
善右エ門山古墳＊	修景整備 (高木伐採)				活用整備を検討
銭塚古墳＊					活用整備を検討
グワショウ坊古墳					活用整備を検討
旗塚古墳＊	修景整備 (高木伐採) ・既存公園施設一部撤去				活用整備を検討
寺山南山古墳＊	既存構造物一部 撤去	活用整備		経過観察	経過観察
七観音古墳＊					活用整備を検討
御廟山古墳内濠＊	指定・公有化 防災整備 (余水吐改良)	環境整備 (給水用井戸 設置)			活用整備を検討
ニサンザイ古墳内濠＊	指定				活用整備を検討

＊世界遺産構成資産

第6章 各古墳の整備計画

(1) 各古墳の整備計画

第5章までの計画や現状の課題を踏まえ、第3期以降に整備を予定している各古墳の整備方針及び計画を次のとおり設定する。第2期で整備を検討する収塚古墳と寺山南山古墳については後述の「(2) 第2期事業計画の古墳」にて示す。

以下の整備計画の詳細については、第3期整備計画策定時に検討する。

各古墳の整備計画

古墳名 (1) 整備方針 (2) 整備計画：-1 保存のための整備、-2 活用のための整備
いたすけ古墳 (1) 整備方針： ・本古墳群の保護を象徴する古墳として、史跡の価値を伝え、古墳の規模を体感できる整備を行う。 (2) 整備計画： -1 保存のための整備 ①浸食されている墳丘裾は、内容確認のための発掘調査を実施し、修復・保全を行う。 -2 活用のための整備 ②調査により埋葬施設や墳丘上の施設（テラス・埴輪列・葺石等）の規模・範囲を明確にし、遺構の表現方法を検討する。 ③墳頂への園路設定や墳丘への眺望を確保することにより、墳丘の形や規模を体感できるようにする。 ④善右エ門山古墳など周囲にある付属墳の存在を示す整備を行う。
長塚古墳 (1) 整備方針： ・JR 百舌鳥駅前の立地を活かし、史跡の価値を伝え、本古墳群のエントランスにふさわしい整備を行う。 (2) 整備計画： -1 保存のための整備 ①墳丘上樹木の剪定や間伐により、下草を育成し墳丘を保存する。 -2 活用のための整備 ②調査により埋葬施設や墳丘上の施設（テラス・埴輪列・葺石等）の規模・範囲を明確にし、遺構の表現方法を検討する。 ③周濠は平面表示により形や規模が理解できる整備を行う。 ④墳頂への園路設定や墳丘への眺望を確保することにより、墳丘の形や規模を体感できるようにする。 ⑤公有化が完了するまでの間は、周辺の住宅に配慮した部分的な公開や整備を行う。
収塚古墳 63 ページ参照

塚廻古墳

(1) 整備方針：

- ・墳丘を顕在化させ、住宅街における古墳の存在感を高める。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①墳丘上樹木の剪定や間伐により、下草を育成し墳丘を保存する。

-2 活用のための整備

- ②調査により墳丘規模の復元や墳丘上の施設（テラス・埴輪列・葺石等）の規模・範囲を明確にし、遺構の表現方法を検討する。
- ③周濠は平面表示により形や規模が理解できる整備を行う。
- ④周辺の住宅に配慮した整備範囲や墳丘への動線を検討し、仁徳天皇陵古墳への眺望が可能な修景整備を行う。

文珠塚古墳

(1) 整備方針：

- ・墳丘を顕在化させ、住宅街における古墳の存在感を高める。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①墳丘南側くびれ部にある削平跡は、内容確認のための発掘調査を行い、保存措置を実施する。
- ②墳丘上樹木の剪定や間伐により、下草を育成し墳丘を保存する。

-2 活用のための整備

- ③公開範囲を検討し、墳丘への動線を確保する。動線は履中天皇陵古墳への眺望を確保する。
- ④本整備までの間は、周辺の住宅に配慮した部分的な公開や整備を行う。

丸保山古墳

(1) 整備方針：

- ・周辺の住宅に配慮しつつ、史跡の価値を伝える整備を行い、仁徳天皇陵古墳への眺望を確保する。
- ・整備は宮内庁と協議しながら実施する。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①浸食されている墳丘裾や堤は、内容確認のための発掘調査を実施し、修復・保全を行う。

-2 活用のための整備

- ②現在の墳丘への管理用進入路を動線とし、墳丘前方部への見学動線を確保する。
- ③公開範囲を検討し、墳丘の形や規模を体感できるようにする。

乳岡古墳

(1) 整備方針：

- ・本古墳群の中で最も古い古墳として、古墳群形成初期の状況を示す整備を行う。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①石棺は内容確認のための発掘調査を行い、保存措置を実施する。
- ②後円部西側斜面を経過観察し、必要に応じて追加の保存措置を実施する。

-2 活用のための整備

- ③周辺の住宅に配慮しつつ、墳頂への見学動線を検討し、墳丘の形や規模を体感できるようにする。
- ④調査により墳丘上の施設（テラス・埴輪列・葺石等）の規模・範囲を明確にし、遺構の表現方法を検討する。
- ⑤本整備までの間は、周辺の住宅に配慮した部分的な公開や整備を行う。

御廟表塚古墳

第1期にて整備完了

ドンチャ山古墳**(1) 整備方針：**

- ・墳丘を顕在化させ、近接する正楽寺山古墳と一体的に整備を行う。

(2) 整備計画：**-1 保存のための整備**

- ①墳丘上樹木の剪定や間伐により、下草を育成し墳丘を保存する。

-2 活用のための整備

- ②史跡指定地内の園路等を撤去し、墳丘は平面表示により形や規模が理解できる整備を行う。

正楽寺山古墳**(1) 整備方針：**

- ・墳丘を顕在化させ、近接するドンチャ山古墳と一体的に整備を行う。

(2) 整備計画：**-1 保存のための整備**

- ①墳丘上樹木の剪定や間伐により、下草を育成し墳丘を保存する。

-2 活用のための整備

- ②史跡指定地内のパーゴラ等を撤去し、墳丘は平面表示により形や規模が理解できる整備を行う。

鏡塚古墳**(1) 整備方針：**

- ・公有化が完了した時点で、本来の墳形が理解できる整備を行う。

(2) 整備計画：**-1 保存のための整備**

- ①現状の修景を維持し、下草を育成し墳丘を保存する。

-2 活用のための整備

- ②本来の墳形が理解できるような整備や解説施設を設置する。
- ③西側の道路から見学できるよう動線を設定する。

善右エ門山古墳**(1) 整備方針：**

- ・公有化が完了した時点で、いたすけ古墳に付属する古墳であることを示す整備を行う。

(2) 整備計画：**-1 保存のための整備**

- ①墳丘上樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を促すことで、表土の流出を防ぐ。

-2 活用のための整備

- ②方墳と理解できるような整備や解説施設の設置を行う。
- ③隣接するいたすけ古墳への眺望を確保し、いたすけ古墳と連携した整備を行う。

銭塚古墳**(1) 整備方針：**

- ・敷地外からも本来の墳形が理解できる整備を行う。

(2) 整備計画：**-1 保存のための整備**

- ①保存のための整備は完了しており、経過観察により必要に応じて改修を行う。

-2 活用のための整備

- ②公開に向けて関係機関と協議する。

グワショウ坊古墳

(1) 整備方針：

- ・墳丘を顕在化させ、旗塚古墳とあわせて古墳が連なる景観を創出する。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①墳丘裾の護岸は、必要に応じて改修を行う。

-2 活用のための整備

- ②墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認性を高める。
- ③墳丘への見学動線を検討し、墳丘の形や規模を体感できるようにする。
- ④隣接する旗塚古墳と一体的に整備を行う。

旗塚古墳

(1) 整備方針：

- ・墳丘を顕在化させ、グワショウ坊古墳とあわせて古墳が連なる景観を創出する。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①墳丘裾は必要に応じて改修を行う。

-2 活用のための整備

- ②墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認性を高める。
- ③墳丘への見学動線を検討し、墳丘の形や規模を体感できるようにする。
- ④発掘調査で確認された造り出しを理解できるような整備や解説施設の設置を行う。
- ⑤隣接するグワショウ坊古墳と一体的に整備を行う。

寺山南山古墳

66 ページ参照

七観音古墳

(1) 整備方針：

- ・履中天皇陵古墳に付属する古墳であることを示す整備を行う。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①墳丘裾は必要に応じて改修を行う。

-2 活用のための整備

- ②整備の際は植栽を再検討し、墳丘の形状がわかる整備を行う。
- ③隣接する寺山南山古墳と一体的に整備を行う。

御廟山古墳内濠

(1) 整備方針：

- ・濠水を適切に維持管理しつつ、墳丘への眺望を確保する。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①水位を適切に維持管理する。
- ②特定外来生物を駆除する。

-2 活用のための整備

- ③陸地化した濠に繁茂する雑木や水草を除去することにより、墳丘への眺望を確保する。

ニサンザイ古墳内濠

(1) 整備方針：

- ・濠水を適切に維持管理しつつ、墳丘への眺望を確保する。

(2) 整備計画：

-1 保存のための整備

- ①水位を適切に維持管理する。

-2 活用のための整備

- ②内濠に植生する水草は定期的に除草し、墳丘への眺望を確保する。

(2) 第2期事業計画の古墳

3. 収塚古墳

古墳の形態	帆立貝形古墳
立地の特性	大仙公園、JR 百舌鳥駅前立地
世界遺産構成資産	該当

	保存	活用
現状	・後円部のみ残存している。 ・前方部と周濠の一部は平面表示済み。	・史跡指定地周辺は駅前の広場として利用している。
整備方針	・JR 百舌鳥駅前の立地を活かし、本古墳群のメインエントランスにふさわしい整備を行う。	
整備計画	①後円部は表土の流出を防ぐため、盛土と地被類で保存する。 ②墳丘上の樹木は剪定や間伐を継続的にを行い、墳丘を視認できるようにする。 ③周濠は埋没保存を図り、調査成果に基づき、削平された前方部とあわせて平面的に遺構表示する。	④本古墳群のメインエントランスとして、前方部や周濠上は来訪者を迎え入れる広場とする。 ⑤古墳の範囲が分かるサイン平板を設置するほか、人々の来訪を促し関心を高められるよう古墳を体感できる満足度が高い動線を検討して設定する。 ⑥遺構や眺望に十分な配慮を行った上で、ベンチ等の小規模な便益施設を設置する。 ⑦仁徳天皇陵古墳や長塚古墳・孫太夫山古墳の眺望を確保し、群としての価値を伝える整備を行う。 ⑧公園部局や道路部局と連携しながら整備する。



収塚古墳 整備計画図



収塚古墳 整備イメージ図 俯瞰



収塚古墳 整備イメージ図 視点1（南東側から）



収塚古墳 整備イメージ図 視点2（北西側から）

16. 寺山南山古墳

古墳の形態	方墳
立地の特性	大仙公園、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳
世界遺産構成資産	該当

	保存	活用
現状	・墳頂は削平され、周濠は埋没している。 ・履中天皇陵古墳外濠の一部は平面表示済み。 ・墳丘上の樹木が繁茂している。	・史跡指定地周辺の公園整備は完了している。 ・方墳として認識できない。
整備方針	・墳丘を修復し、様々な形や規模の古墳が密集する本古墳群の特徴を示す景観を形成する。 ・仁徳天皇陵古墳周辺だけでなく、履中天皇陵古墳や大仙公園全体の周遊を促進させる拠点として整備する。	
整備計画	①調査成果に基づき、墳丘を盛土で修復し、表土の流出を防ぐため地被類で保存する。ただし、墳丘の高さは過去の測量図に示される高さまでとし、墳頂までは修復しない。 ②周濠は埋没保存を図り、履中天皇陵古墳外濠とあわせて平面的に遺構表示する。 ③墳丘上の樹木を伐採する。	④埴輪や葺石は原寸大の検出状況写真を遺構上に設置する。 ⑤寺山南山古墳の解説だけでなく、履中天皇陵古墳周囲の中小古墳に関する解説板等を設置する。 ⑥古墳の範囲が分かるサイン平板を設置するほか、人々の来訪を促し感心を高められるよう古墳を体感できる満足度が高い動線を検討して設定する。 ⑦履中天皇陵古墳ビュースポットや七観音古墳跡展望台からの眺望を確保し、七観音古墳も含め古墳群景観を形成する。 ⑧大仙公園内にあるため公園部局と連携しながら整備する。 ⑨史跡指定地内の旧住宅フェンスや史跡境界フェンスを撤去する。



寺山南山古墳 整備計画図



寺山南山古墳 整備イメージ図 俯瞰



寺山南山古墳 整備イメージ図 視点1（北東側から）



寺山南山古墳 整備イメージ図 視点2（南東側から）

史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）

令和7年3月31日

発行 堺市
編集 堺市 文化観光局 歴史遺産活用部 世界遺産課
堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7014

堺市行政資料番号 1-L1-25-0007